日間瑣錄

大正十四年十一月上浣起筆

九

特別
14
1919
377

176645

日用摸錄九　十四年十一月上浣起筆

〇十一月二日秋彼岸の中日（春分の日）に上る、世光を休み、北行北堂の七回忌法要を営む、三七日の序三七日の忌日の墓を修めんとするなり、三日の朝新月の潭を着して共釈日不二泡雨天なり七寺まで既に準備とのことなり、例のことく法要を済まし、親族を会せさらし七菓物を配送す、法要の導師家元大人の霊前に北堂随筆小物を捧ぐ、北前二面着心を献じる例を破り、亦僧の読みなれかせも童をもの日空の間を流す、これも双親の冥福を祈らんが微快のおそれあり憚

東京市牛込区市谷鷹匠町
又市嶋謙吉

時雨　（大野静方筆）

38- 9166

紅を畢り山上の墓を展するとき幸に雨を霑ん便利を感ずるとき、辰墓の外、新墓地を相ぜんとし、新墓地にも仕切を降ろさざるを以て、石工をもよほし、登るまで炊いしきる事時雨のごとくなるべし、三基の墓ハ元の内子の如く三児を一処に埋葬をなすことを約束し、其不足を先づ補ふ、元来此の山を分ち他の家の墓地と、区画ありて家の墓地としるし、今ハ五ヶ家の墓地となりぬ、今ハ三児の骨を合葬するに就ては五尺四方の墓域ハもとより一基の墓を建る敷地を存ずるを以て、

其敷地に埋むるべきを以し、新墓を作ろうと山上の地を相するとき、辰墓の外、新墓地にも仕切を降ろさざるを以て、石工をもよほし、登るまで炊いしきる事時雨のごとくなるべし、三基の墓ハ元の内子の如く三児を一処に埋葬をなすことを約束し、其不足を先づ補ふ、元来此の山を分ち他の家の墓地と、区画ありて家の墓地としるし、今ハ五ヶ家の墓地となりぬ、今ハ三児の骨を合葬するに就ては五尺四方の墓域を取かんとして四尺に差回もをり、墓の形式其他いろいろ帰京後徐ろに図を引き石工に交付し、来年四月まで一切の工を竣へるべきを約束し、北墓地の墓域ハ余一代の墓とするとも、其地勢ハ則ち他の右の地と経界線に当る為や、小高く風致もよろけれバ、

其地勢ハ則ち他の右の地と経界線に当る為や、小高く風致もよろけれバ、

其地勢ハ則ち他の右の地と経界線に当る為や、小高く風致もよろけれバ、

其地勢ハ則ち他の右の地と経界線に当る為や、小高く風致もよろけれバ、

○毋吳と宿一ヶ月賄主人舍と病者を換ぬんことをも
とめ、花をすかさんなど家に用ゐることを禁ずる
也、余話して七時頃ともあらう免大半盃一杯ひろ
けある四十數葉の圖書を撿す此圖ぬ余が幼年
時此家日の客の屬もし頃毎曙ぬ幼と三日ごとに
り、つくく見るものなり其頃一向と見ざりけるつうさ
しが今見んが爲ぬ)ものなり取りて玩ぶ或
古股を爲又七寸、惟手又ようさ免とうとうも實とうし北家うさ
杉樣と云る舍の叔父のものと推測
現在のものは接收西城之人の集めうるものと推測
七ら、何ぬも前後清末や民初や盛ぬ大

日本史[illegible]の如き者[illegible]八大部の[illegible]丈の[illegible]
りとする[illegible]八二束三文の価[illegible]こと主人[illegible]
ことなれば[illegible]余[illegible]を説破して[illegible]意の[illegible]
せしめ[illegible]此家の蔵[illegible]
此書画巻序[illegible]三才図会等十数種[illegible]きさ
りし、価吉として定評[illegible]
[illegible]ことあるを故に存在[illegible]
[illegible]、蒔絵[illegible]
[illegible]大名の婦人[illegible]
書画[illegible]
保存[illegible]
[illegible]、家[illegible]
[illegible]

○冊吉家の[illegible]余[illegible]家の旧蔵[illegible]
あり、[illegible]寿[illegible]余[illegible]
[illegible]、[illegible]家の蔵
[illegible]珠[illegible]
[illegible]侵さず完本[illegible]
記[illegible]
告」の印記[illegible]
[illegible]家[illegible]
十冊、各巻仙[illegible]
[illegible]
一片黄金千[illegible]
握毫古豪臨池
雄

北書舎之家に九冊珍とすべきもの、ありて、他に来
蔵書印譜と号し、何人かの印影を多く集めしもの、
さまざまの、巻首数枚に名ある人の印数十顆
を収めて北印譜をもなす。大抵人名あるの印は多くは名家の
印の内既に石数しるせるもあり、これ亦名家と称
しても可なり。巻尾宋時官家の印若干を収む。首
尾を一巻に装釘して保存をなすと雖も外に先
考自筆の書入一巻、これ全部蒙譲する者
なれども其実は書肆の売捌きの長策紙に物と称すべき
心得を以て家に存すれども、北の場

べきものにあらず。尚ほ家に伝ふる所の印譜
も家蔵と混淆の因かうむれば、
愛を得ざるを以て、乃ち辞文六冊を売却して
也、北二種の版もまた多く失ひたり。仍而
一他の官版とともに保存なし難
本中宇田川榛斎の植学啓原三冊を獲たり。蒙雑
す、北書再来をまつこと一日の前仍而
がたきを雨漏の正ならざるを以て
す之れを獲ざる幸とす、
物売の際自から捜索して物
之を書き獣

追懷の詩歌聯吟

故五峰先生の忌辰に會して

山田生

□流光は矢よりも迅い。わが五峰阪口先生を地下に送つてから、早くも第三回の忌辰を迎へて、けふは恰もその靈前に往年の哀愁を新たにする日となつた。顧みれば政界の重鎭・北越詩壇の泰斗として、燦たる光輝を放つた巨星が、忽焉卒け去つた大正十二年十一月の今日ほど、自分にとつて傷心斷腸の日はなかつた。寒雨蕭々の朝。その柩に侍した自分は、花に埋まつたあの新潟市空前の盛葬に列しつゝも、拭ふに由なき紛々たる愁緒のうちに、孤行介立、獨り黯然として荒野を辿る無限の寂しさに震つてゐた

□しかしそれも今は夢と過ぎた。今春自分は病を獲て、一時あるひは起ち難しともいはれたので、黄土の下に先生と相會ふこともあらうかとさへおもはれたが、運命はなほ自分を死の手に與へずして三たび先生法要の席に列し得らるゝ身となつた。自分は今先生に乞ひ得た川中島懐古の書幅を壁間に掲げてその豪壮の詩とその雄勁の書に對し、はてしなき追懷に耽るうちにも殊に想ひ起されるのは明治四十三年五月二日の夜に先生を訪ふて月明りのもとに詩歌聯吟を試みたときの清興である。漢詩において聯吟のあることや和歌において連歌なるものゝ存することは古來少しも珍らしくないが詩と歌とを各一句づゝ聯ねることは未だかつてその例を聞かぬ、それを一つ試作しやうと先生からか自分からか、話次端なく此事に及んで、取あへず自分の歌からはじめたのであつた

□當時第一回の聯吟は惜いかなその稿散逸して今記憶するものとしては、たゞ自分が

信濃川櫓の音たえし夕月夜

と最初の句を成したに對し先生が

尺大銀鑪躍水聲

と聯じたその一聯吟のみである。しかしさらに先生から第一句を出すことになつてからの分と興はなほ盡さずして再び自分から第一句を試みることになつてからの詩歌は、幸ひに筐底に存してゐるので以下抄録して先生と自分とが燈下相對して夜更くるまで吟興逸發した趣をつたへやう。たゞ一夕銷閑の即作、今これを公にするのはあるひは故人の快しとせぬところでもあらうが畢竟これによつて先生の一閃影を髣髴せしめたい微意に過ぎない

對酒思君々亦來
夕月かげに笛を吹きつゝ
昨夜聞詩今夜歌
君が舟遊に玉とや蹴らむ
松花如霧撲簾飛
酒やさめし月の欄干
劍氣三分珠七分
讀終へて笑む吾歌の巻
兩鬢欲絲侑未老
ゆく春戀し花ちるゆふべ
閲盡人間打劫碁
笑ひて庭の鶴に餌をやる
誰料憐才出紅粉
櫛笥をもるゝ我歌の反古
竹有清風松有雲
ほのめく月に簫吹く夕べ
風雨高歌過野塲
おどろの千草踏しだきつゝ
凉風に君か戸叩く夕月夜
松頂懸星光無欲
高らかに吟うたふ酒の前
珠簾捲月玉人來
髪すこしほつれて痩の見ゆる哉
欲問簫郎知不知
君が胸のたて髪吹きて風過ぎぬ
輕擧金鞭拂落花
君追ひて小傘参らす雨の宿
携手更過橋一橋
琵琶ひきて静かに雲の行を見る
誰起南陽老臥龍
大海の夜風をうけてわれ一人
豪吟相和亂濤聲
むしろわれ歌符筵かむ筆折らむ
世上今無具眼人
碁の音の静かに響く夏座敷
竹影如雲凝不流
新斥人家賃女兒
柳につゞく三味さらふ家
風揺濃緑樹成𥖝
玉の簾のさら／＼と鳴る
見返れど馴れし都は雲遠へ
吾妻山上夕陽遮
旅人の菅笠遠き夏野みち
始覺吾行入武州

十二行

○新潟に着の前日坂口五峰の忌辰にて法要を営む、余一日後れたるを遺憾とす、着後新潟新聞記者山田穀城を訪問し、新潟新聞紙上先つ五峰遺稿を掲載するを始めとし、尚ほ五峰の為め紀念録を発刊せんことを企て、陰に集めたる材料の内、特に既に成稿のものを空しく埋没するを不可とし、此際紙上に連載し諸君をして故人を偲ばしむべしと勧誘す、賛成の実行を見る、五峰の遺著中既に稿を起しおるもの、五峰か晩年時の同志山樵採の追懐録、田島碧雲の五峰の詩評并に余の五峰の叢刻談味との三種也、余の接談も近日掲載さるべし

東京朝日新聞　第一

思はしくなかつた

越後追分節

日本青年會館で紹介された

郷土藝術中最も不評

過般日本青年會館の開館式に越後における代表的郷土藝術として『越後追分節』が推薦され全國の郷土藝術と相並んで紹介されたが全國から選ばれた民謡中最も不評判で各方面から非難の聲がある、この越後追分節の推薦に就ては藝術會議は單に日本青年會館に報告したに過ぎず、單は代表的郷土藝術として佐渡おけさを第一とし第二は相崎の三階節、第三は米山甚句、第四は佐渡鬼太鼓第五には間瀬の越後追分節を報告したところ、日本青年會館では『越後追分節』を選んだ訳の文句を訂正し更に佐渡おけさと變更する事も申込んだのであつたが日本青年會館では『佐渡おけさは余りに人々に知られてゐるから』といふので推薦されなかつたのいきさつがある、右越後追分節に對する譜案を田邊尚雄氏が日本勤業銀行新潟支店の奥居支店長に寄せた

私信

で田邊氏越後追分節を次の如く論じてゐる

「追分節が實に評判悪るく讃者からちよう罵された事は殘念である、演奏の不評の點はいはゆる改良なるものがたゞ文句の上の改良許りで音樂の實質を破壊し追分の藝術的特徴を全然滅却し加ふるにその態度が天眞らん漫素ぼくな所が一つもなく外面的には不そんな所あつたのが原因であらうと思ふ追分節を越後の代表的民謡として選びたければモツト藝術的にやるべきで文句や態度を改めれば藝術の改善だと思つたら大なる誤りである新潟縣下は立派な郷土藝術にみちた所である、例へば佐渡の『鬼太鼓』の如きものを帝都に紹介したらば新潟縣は日本中の第一流の郷土藝術國たる栄譽を得たであらうに今回の失態は實に何者たるかを知らない人はかりが居るやうに見受けて我が愛好する新潟縣の爲に殘念なことであつた」

◇隠れた日記の發見　愛媛縣南豫文化協會主事兵頭賢一氏は伊達候爵家の依囑をうけて舊藩内の歴史を編纂中であるが、同家に秘藏せる嘉永年間の日記によつて彼の高野長英が宇和島に隠れてゐたことが判

十二行

近事片々

明した。嘉永六年六月ペルリ提唱督は黒船四隻をひきゐて突如浦賀に來り開港を迫つた、こゝに徳川三百年の封建政治は夢よりさめて尊王攘夷の聲が各所に起こつたがその中にあつて渡邊崋山、高野長英は當時熱烈な開港論者であつた、それがために幕府の迫害をうけて遂に江戸小傳馬町の牢舎に投ぜられた。それから間もなく日は過ぎて天保十二年に火を發して牢舎が延火に包まれたので幸に長英はどこへか逃走を企てた、百科辭典には「それより直に宇和島に逃れて三年間穏れてゐたといふ説あり又一説には嘉永元年宇和島藩主の侍従として伊達宗城公が江戸より歸る行列に交つて堂々入り込んで來た」と書いてあるが、それらのことはすべて虚説であることが今回判つたその當時長英は蘭學者伊東瑞溪と變名して宇和島藩士富澤大眠と同道して嘉永元年四月二日宇和島入りをしたことが當時における伊達家の御用日記に書いてある。たゞこゝに想像せられるのは彼が伊東瑞溪と變名して來宇した時はすでに藩主宗城公は江戸に下向の途中であつて後には大館春山公がゐたそれで長英が來宇の道において宗城公と大阪あたりで行違ひとなつてゐるので、それまでに天下のお探れ者長英の宇和島入りは宗城公と富澤大眠との間に默契があつたものと思はれるその當時における宇和島藩内の蘭學熱は非常なもので殊に長英と同道してきた富澤大眠などはその時分日本で最も權威のあつた伊藤玄朴、大槻玄澤等に師事して蘭學を修業したものである、これもその時の藩主宗城公の力が加はつてゐたといへる、かくして高野長英の伊東瑞溪は宇和島に入ると共に本町の長官所（今の松澤病院）に一時宿を定めたが藩主より特に目付役に申しつけて長英の御門番内に入るることをさしゆるし四又入扶持で召抱ると共に蘭學教授、蘭書飜譯を命ぜられて更に家臣櫻田佐渡の別荘に移つた、それが四月七日來宇してまだ十日も經すしてかくの如く優遇されたこの事は春山公にも打合せがしてあつたものと思はれる。然しこの當時、伊東瑞溪が果して何者であるかは、家臣中僚に家老松根圖書が富澤大眠のみしか知つてゐなかつた長英は其頃から酒と女がなくては一時も氣が收まらなかつたと傳へられてゐるが、それもそではなく一晩に三四升の酒を飲んださうである。落魄な彼も幕府の嚴しい迫害をうけては氣も荒みてゝ酒をのみ明すことも無理はなかつたのである、それから春過ぎ秋が去つて十二月二十二日の日記には宇和島藩の砲術長板倉島之助、增田源五左衛門と共に南宇和郡外海久村久兵を檢分して砲臺の計圖を作成したものである、その他長英は「砲家必讀」の本を著し宇和島藩にあつてよく地方につくす處があつたが薄幸なる彼は宇和島にゐることが幕府の知る處となり遂にやむなく宇和島から姿を消した。時日は嘉永二年三月宇和島にあること僅に一年に過ぎなかつた。かくして長英が召捕の幕吏と闘つて江戸青山に痛ましくも自刄し果てたのはそれから間もない頃の事であつた。なほ幕末の革命兒高野長英と共に維新の大業につくした大村益次郎が宇和島に滯在してゐた事も伊達侯爵家の日誌中から判明した、それによると大村益次郎、當時村田藏六といつてゐた彼は嘉永六年五月十五日宇和島に來た、そ

れから四年を經過し安政三年三月十一日江戸に行つたことがハツキリと記されてある。其頃は勤王佐幕の聲が喧しく浦賀に黒船の來るあり世は騒然たる混亂の巷と化したので全國各藩では萬一の備へとして砲術醫術の研究と共に自然蘭學熱がたかまり宇和島藩でも高野長英去つて以來蘭學者の必要を感じてゐた折柄藩士大野昌三郎は大阪に長州浪人で蘭學者と名乘る村田亮庵（益次郎）のあるを知つて時の藩主宗城公に召抱方を申し入れて遂に許されることにつた。當時亮庵は貧窮に苦しめられてゐた。浪人の事とて種々心を痛めながら松山に至り、それより陸路大洲卯の町吉田の雜路を經て宇和島に來り、かつて見知りの間であつた、當時の傑僧晦巖和尚な金剛山にたづれ、こゝに亮庵は村田藏六と改名しいよ〳〵宇和島藩の蘭學教授、書物飜譯係として召抱へられたのである、彼が宇和島に足を入れた時はドン底生活をしてゐたとみえて汚れたひと〳〵枚にぼろ〳〵になつた朱鞘の大刀一本をさして實に悲慘な見すぼらしい姿であつたといはれてゐる。そのとき年は漸く三十歳、然し彼の犀利透徹な頭腦と縱橫の才氣とは次第にその實力を現し四人扶持のあてがひに悠々として暮すかたはら、さきに高野長英が宇和島滯在中に書いた「砲家必讀」を基礎として今なほその名殘を止める住吉山と戎山の御臺場に砲臺を築いた。またある時は自分の創案になる雛形の軍艦を建造して樺崎より九島沖に走らせて宗城公を初め幾多の藩士を驚かせりした、そのうちに月日は流れて彼は德川幕府から江戸の藩所調べ處手傳役を命ぜられ江戸に家來三名を連て出發した、その頃彼の出生地である長州の藩士松平大膳太夫はこれを聞きつたへ急に村田が惜くなり、井伊大老が兇刃に斃れた萬延元年四月宇和島藩に對し村田を所望して來たので宗城公も遂にそれを容れたが、當時、長州では勤王志士桂小五郎、大久保市藏、前原一誠、高杉晉作その他西鄕吉之助等と互に往復して幕府倒壞の急進論者である桂、高杉を制しつゝ時の至るを窺ふべく說いたのである、然し慶應三年十一月十五日京都伏見寺田屋に於て本龍馬、中岡愼太郎が新撰組の爲に殺害されたのを動機として、世は俄に勤王の聲が極度に達し村田は一方の旗頭として大に活躍し、遂に維新の大業を見るに至つたと詳細に前記日誌に記錄されてゐる。

◇學界の謎高勾麗王宮城址　東京帝國大學教授工學博士關野貞氏は學界の謎となつて居る千五百年前の朝鮮高勾麗王宮城址を探究のため、約一ヶ月間の豫定で朝鮮に向け出發された『關野博士は高勾麗國王宮は今から約千五百年前長壽王の時代に鴨綠江附近の國內城から平壤に移り降つて約千三百二十年前平原王の時代に長安城に移つたものだといふ記錄が古い朝鮮の文書に殘つて居るが、一體朝鮮の記錄は誤謬だらけで、全然信を措くに足らぬので、朝鮮のあらゆる方面の史蹟に關しては日本の朝鮮學者が、競ふて正鵠を期すべく調査してゐる有樣で、前述の高勾麗王宮城址に關する記錄も無論間違ひで鳥井博士、白鳥博士も種々調査の結果に基き說を立てゝ居られるが。何うも私の見る處では最初即ち千五百年前長壽王が國內城から移つた處は長安城址と稱せらるゝ處附近の酒巖と云ふ所で此

珍品物語

竹田と山陽の像

――新發見の二作から――

市島謙吉

自分の著述にかかる『隨筆賴山陽』が機緣となつて諸方から山陽に關係ある書畫を寄せられる爲、居乍らにして嘗つて知らない諸種の材料を手に入れることが出來るので、自分は其人々の好意を常に感謝してゐる。

最近大阪玉手町の藤本定男と云ふ未知の人から竹田の描いた山陽の肖像と、山陽愛玩の文房具茶器等を陳列した畫との寫眞を寄せられた。この二圖は今までに各方面から頂いたものゝ中最も自分の喜んだところのものである。

山陽の肖像と云ふのは插畫の如く竹田が山陽の山紫水明處に對座してゐる圖で、この圖は自分が嘗つて見ることを欲し又出來得べくんば拙著の卷頭にのせ度いと思ひ乍らつひに出來なかつたものだ。普通山陽の傳の始に載つてゐる圖は誰も知つてゐる如く羽織袴で机に對ひ講釋をしてゐるところで、これは門人大雅が畫したものだ、寫實だと云ふけれど其畫の出來た時既に門人中に異論のあつたものである。と云ふのは之れを寫した時には山陽は既に病に患つて頗る衰弱し頰がこけて元氣も沮喪してゐた頃である、それで門人中にはどうも先生の斯樣な衰へた樣子を描くのは面白くないと云つた位だ。

その爲自分はその畫をとらずして頻りに竹田の畫を望んだ譯だ、この竹田の畫が寫實であるや否やは

山陽の肖像　竹田筆

自分も辯じかねるが何と云つても永い間親交のあつた友人が倦きる程其人に見馴れて描いたものとすれば必ず風貌も似せてあることゝ思ふ。先づこの圖を見て普通ありふれた大雅の圖と比較すると一方の著しく疲瘦してゐるのに比べて如何にも肥つて頗の豐かなところに大なる相違を見る。山陽は酒客であつたから酒肥りがしてゐたであらうがとも角健康體を寫したとすれば斯くあらねばならぬと思ふ。殊にこの畫が題識のうちにもある通り山陽の家に三日間泊つたと云ふ、其間に出來たと云ふのが面白い、且つ山陽の像を主としてわざと自分を後ろ向にした等は如何にも筆者の機轉が窺はれて面白いと思ふ。

この座敷の樣子は自分が嘗つて尋ねて其の實境を見た書齋そつくりである、盆栽を置かれた欄の下には鴨川が流れてゐる、實際は遙かに遠い東山が殆ど欄干を壓せんばかりに近く現れてゐる等は、竹田の意匠の存するところで、この一點は最も敬服に値する。その一隅に書かれてゐる題詩もまた其附近の景

山陽の書齋　竹田筆

色をとり入れて甚だ興味を感ずる。

殿角塔尖紫翠門、練光一帶鴨河灣、吾今來此寓三日、寫取十年夢裡山

癸未榴月寫於賴氏寓居東山

田寰 印

この山陽の肖像を畫したものは他にもあるかどうかは知らないが、竹田によつて寫された山陽と云ふものは其の寫實であると否とに拘らず最も深い意味がある、自分は他日拙著の版を重ねる場合にはこれを卷頭に置き度いと思ふ。

尙この幅に添えた他の一幅は文房展觀の圖である挿畫に見る如く、机案の上に筆硯、卷子、圖書、石が置かれて右側には高卓があり香爐が置かれ、左側には火爐がある、少しく離れて蒸茶器が陳列されてゐる。これは山陽の日常愛翫の品を圖したものであることは云ふ迄もない。この幅は題詩にもある如く山陽が歿してから描いたもので或る人の爲によほど程經て一詩を題してゐる。これに就て思ひ起すこと

は竹田の書いたものゝ中に或る時山陽の家に竹田が泊つて滞在してゐる時のこと、一朝早く山陽が起きて自ら書斎の掃除をし其處に愛玩の筆硯其他を陳列し花を切つて瓶に挿み香をたき茶具を陳列してさて竹田に云ふのに、何卒君の一作を願ひ度いものだと毛氈を敷き絹をのべて畫を乞ふたと云ふことがある。この畫は或はそれらの事を竹田が思ひ起して後に描いたものではあるまいか。前の一幅に山陽の家に寓する三日とあることから連想するとどうもそんな氣がしてならぬ。

こゝに錄してある題識も面白い、圖中の字は讀みにくいから掲げやう。

此卷爲亡友賴山陽水西草堂圖、余作之後棄置不復記憶、頃在田仲兄、出示索題、乃言二十八字曰。曾宇斯圖已幾春、蕭條門徑舊松筠、夕陽波上前川暝、不見同呼家鴨人、題畢不覺愴然淚下。

竹田生再題□

この詩の中に不見同呼家鴨人とあるは嘗つて山陽の生前酒をくみかはして鴨川を眺め、其邊に遊んでゐる家鴨を二人でしきりに呼んで打ち興じたと云ふ事實があるので結句としたものであらう。

一つの幅は山陽の生前に描き、他は歿後に描いたものであるのに二つとも纏まつて同一人の手に納められたのは洵に奇すしき機緣と云ふべきである、どうしても離るべからざる姉妹關係の二幅を併せた藏者は實に幸福であると云はねばならない。

趣味のいろいろ

前號市島先生の「趣味十話」の第一講は、大變諸方の歡迎を受けた。引續きその第二講を掲げる筈のところ今度は突然先生の手許へ珍品が舞ひ込んだといふので俄かにそれを先きに御發表願つた次第。「趣味十話」は更に方面を改へて種々と載せたく思ふ。大方諸雅客にも切に趣味各方面の寄稿をお願ひする。珍らしい旅行記、名勝案内また結構だ。

○神戸の岡本銀太伊達文彦氏聽き覚え須早大新聞を列せしを機として三種の洋書を飾る形甚小、三社を抜く、其日右の如

Scott's Romance
Story of Robert
Works of the Ro

○新年が紙面に改革を企つるが如く余も「的汽車の話」と題する一欄を置き四十数年前を回顧してその興味ある雑事を收む

べーと超越しけんが、今の編輯方ハ初めの
生れた所からもう一もるいのそい自分のお
よそ活柄とするべき題を出し、それを追い
訣して業物もしもること、いふに、但し自分の活
柄のまゝまを新潟の未だ嘗て試みざる新文化の衝突しての行き方や、一年間
舊習と新文化が衝突されてる有様や、
味のある材料を取るのが目的である、若し期
を得て思ひ出るまゝ標目を書きつけ入ると
七十件の小説となるまで、コンナ材料ハ今の処へ
し難きものと思ふ、とうもうまくいる、十月十二日

新潟初頃の新潟
永山町全とく保技桑
津田仙とるべき茶
荒川大二と郵便局
井四郎の刻と八木岡五
俗生徒の刻設
白山公園の碑
白山入口の禁札
私庭の役人二番地の男優を破の
和方の新聞紙
新潟新聞の号外
新潟の校

高知の勧商
教河キング
新百万の校歌
白雪郷 ヲ
萬代橋 橋
なや学尾の小
柿本朝人
十町の要(要)
旅館で芸妓四
十年祝辺者の
同 供
鈴木長花

十二行

屋晴行雄と脱奔ル
百数新百
温亭入獄
三宅米吉
斗一回海絵会
三時頃と弾米
拙前人三百
新百の綺会
洋会右伊大利
白熱家の喜
三會
米社 一米高

堀田家
村上香物某寺の僧
村松演芸と長崎好人力車
二人乗人力車 白書一冊乗
大山酒
芸妓の美服
歴代の月旦
蒔田久二
大江萬里
外高スラん 市中ニ洋館
演劇
新島英語学校

十二行

協会社の創立と変遷
倉掛屋本川
前初と把つ比雑誌
有明新号
織逸と城楼の艶き
米廉こと
高田 邦の新島橋祝
沖巡幸の節の紀念帳
郵便報知新聞の
北海道新聞
きこうん亭
大小迂の行政区画

地租改正の後
新潟と駐在
松魂社の
海陸
信州汎
西洋醫
演劇
洋服屋
町會
その校
裁判不
支那の革

○十一月十三日午後子と佐々栄一氏の
琳琅閣を訪ふ左の二書を購ふ

一 欽定四庫全書
　　乾隆元統の刊記あり天山に於て寫
　　刻せしものゝ如し版式団一にして紙質美
　　但し二冊欠けて零本を為せるかゝる
　　韓版を以て零本を補足しあるかゝる
　　（北京にて浅草尾あり特に価の
　　廉を以り入れ価百二十円と雖す、人
　　其価の高きを以て購ひ得ず、余之んを
　　求価に購ひ得ず、余之んを
　　多五山版の佛典と優る

十冊

一 寰瀛公碑帖　峡雲共伝　二帖
　　欧陽詢の書にして、北帖佳々妙品と見
　　るべき字画なり、北帖磨滅甚しく完全の字
　　甚少なく、北帖磨滅の多少なるも書
　　体も豊潤にして結構の痛なし　所見
　　者の誤謬にして宋版なるべしと雖
　　も元人と迫ることを如何ともする
　　也、価百円と雖も四十円を購

○余の四版の什品多くを失ひ
千を償却を五千五百円の鉅金を得更に若干の金を得更に若干
の金を得更に若干の金を得更に若干の金を得更に若干

十二行

奉書の繪封套　手簡は狀筥に入れるものであつて正しくは禮紙に包み或は上包の上下を捻り又は腰文、糊封狀としてゐたから支那朝鮮の樣に古くから封筒を使用しなかつた、之を使用し始めたのは化政時代からで、寧ろ奉書の繪封套などから始められたものとも考へられるのである、此の時代の文人墨客が長崎あたりから來た支那の封套からして思ひついた、自家用に作つた繪封套からではあるまいか、それが段々と流行して來て廣重とか北齋とかいふ樣な浮世繪師に開拓せられ、錦繪や團扇繪と共に江戸は勿論參勤交代の藩士などの江戸土産として大に其の販路を擴張された譯である、而して其の紙質が柔軟であるから封筒には不適當なるべしとの批評もあるが、印刷上一度濃き礬水を引きて紙を堅くしてあるから防水としても相當の強みがある、日本趣味として此の繪封套と繪半切は時代に順應した形と模樣とによりて巴里の向を張つて一番より以上に流行させたいものである。

（附白）記事中に挿入の三田村氏秘藏の古文書は、參考資料として眞に貴重なるものたるは今更茲に申迄もなけれど、本稿の執筆者樋畑雪湖君より三田村歡喜久君に送られたる書簡の一節に（前略）御大切の文書拜借難有存候昨夜は大學の御殿に歷史地理研究の會あり右文書を山口博士（元圖書寮頭）大森、藤井、花見其他の文學士連の前に展開して將軍の御茶壺運搬の通行に土下座をした事は人も知る所であるが御用奉書の荷物に迄被遊の敬語をしたのを此文書によりて知りたるやを深く興味を以て云々とある、いかんに稀有の珍資料であるかは、是を以ても知り得らるゝのである。（編輯生）

愛分そ込る納金を如し得こゝ千五百円乃至二千円
あり、北著の金ハ差当り投すべき途あるにあらず、銀行
の預金とすれハ多く利子を生ぜず、軽々消費の雲散霧消
情の具とハなし得ず仕使用すべからず、就
憲の未出版部新株拂込の為め借入れある二千五百
円を償却することゝす、北の借入金ハ毎年幾元ゝ
き新株の配当を拂込む計算なれ、年三割の利ハ之れを拂ひ他に得らるべきあるまじ、
実に當利ハ本業之れに據り神ふを得べく、実に
最善の法也

十一月十三日記

也翁の「俗三昧」と北溟事あり、左書紙運搬につきての古文書珍を読み、余も先頃紙のことを説き奉書紙に及びなが、他の北の古文書のことを追補もんことを勿す

十月十四

○兵庫知人あて東忠次郎も先頃余の山陽に託して一三誤を西一来る、右につきお返しと申送えとのことと申送えとのことと頼之至きまと今の着のお信中、左の泥あり、格別のものあまのあるさまこうお収めおく

十月十四

發」鞆菅徽卿詩人送至仙醉山而別

鞆公翁が此度の帰途に、備後の鞆津より舟を発して、京師の旅寓に帰さる時に、菅徽卿等の諸友人が翁を送りし当の日仙酔山と云ふ山まで舟にて送り来る、山より互に別杯を傾けて別れを惜されしを、山は俗に泉水山とも書く、山の麓は深津郡鞆津の港の前海中に突出する嶋にて勝景なる地なりと云ふ

を徽卿と云ふ、

大舟載我去、小舟送我来、合纜繋孤島、共君傾別杯、

雨舟終別後、掌手互相呼、共入水烟裡、櫓声半夜聞、

（以下解署）

口勝高詩数(二冊)を婚仏得て二三夜夢中の境
此人の詩字句老熟にして天真溢
掬すべきものあり、余甚愛
集中一殊に酒詩多し
に為すもの偶然のあるなし、其の好む所おのづから詩
愛に若干を抄すといふ

飲酒 一首

飲酒為癡人、不愧称鶏肋、一代無文章、一偏欲酒徳
酒可以遣憂、又可以忘労、人生惟酒耳、北外又何求
我家雖貧賤、有酒可以娯、神仙在忘適、志適食也仙
山林厭寂寞、市井悪囂塵、人間何処是、酔郷好卜隣
走郷隣窮境、酔郷真楽郷、北面無二心、何向行与蔵

十二行

酔言

人間常慈世事、先子常表典酒偕、醒飲酔歌又
何憂用捨行蔵意忘懐、泥酔喪已無歳月、山頽
時豈有形骸、混と泥、趣世界、凡と顛と糖生涯
元是寄山白雲窩、酔死何論埋不埋、

新春酔歌

人間酔時勝醒時、醒時畢竟何所為、往古来今皆
如夢、何如為點何如癡、伯夷盗跖同一丘、東陵西
陵墳纍と、身後都名三寸骨、百年料知非長久、寿夭貧富属天剖、宇宙
間、酣酔之外無足取、千鍾典却徽醉衣、一壜換

得迎春酒飲之酣歌付悠々飲之醉笑大開口
人生快樂如此足文章何須垂不朽詩聽新
春第一歌醉人之言君記不

二十六

二十六年移酒罷去前才拓魄等儒名心期琳暢暢
言表身處業散僚病醒安用参禪滴無心
豈芳錬藥調神精家貧於飲錢無惜自許
関東酔学生

對飲

与人對飲発天真言言皆有神信有人笑任他
笑從来酔眼無信人

酒

流霞不及人間酒紫府何如未歇春
仙籍自甘下界作仙人

春酔歌 賜居張秦子鈺

天地春来無盡期人間百年春有差我謹春之日如
駒又春苦楽無杉跡老来心力載在滅十年飲
楽難再追逢春莫如開口笑脱衣典酒負不辞
趣場春風無寒暖糟丘春月任盈虧太平時節
無誰呵酣歌酔舞官不譏阮子風顛顔呈情
欸公形骸杳如遺就視人生酔楽耳何將
餘事労心思幸當身健逢北春揺金不飲鬼
神嗤吾儕老矣未能休先生外獨報春知

漫吟

關東有一風顛生、家無尊卑、
人機少成酒癖、若天成、一飲一斗百情絶、醉来放
歌作雷聲、此時何物入吾眼、冷眼視来乾坤
清、我醉視天天視我、我也天也両無情、天如有情
天亦泣、世人自作種々名、君不見盤古已来同一死、三
皇五帝何足恃、是非毀誉誰長有、功名富貴大
噫笑、痛哉有酒不肯飲、役々枯死栄裏裏
即今捨日宇宙間、唯中渾沌爾、嗚呼一
生後無窮、不如金巵酒盛取賤貧
君家新醸玉金巵、全似田華煮露英、芳烈能
澆胸中磈礧、清醪自解宿来醒、天厨流霞定應
笑、都下酒徒獨擅名、東海酒人誰嗜此、金杉
有箇酔先生、

十二行

漫吟

人生真樂只是酒、況遇太平無事時、在此太平人不
酔、維有昏後二癡又癡、

酔後心

醒来飲酒酔来眠、此法不授又不仙、百歩黄金何
可換、従来北是我家傳、
蓬萊曾侍羣仙宴、酔罵金丹換骨遷、謫降塵世作狂夫
我今厳譴猶降塵世作狂夫
莫謂身非名幸身、酔即身是名幸身、自憐草澤
癯儒内、如我顛狂無一人、

瞬前の詩裏放事白に似てる
點畫の特と道機て深る詩かを、左に二三を挙す

點山水圖

東南畫お西北山、山外蒼湖水上山、怪山怪水無尺地、山侵湖水水點山

偶然走筆

身在塵中不識塵、離塵看塵塵始知、塵塵未已分隔、未思塵時不是塵

○五峯忌辰の翌日追憶淚を新たにす、掲出もしくは、翌年の淚と余の詩を集め買く、余の印癖淡い昨年新居を定めるころ

十月十四日

十二行

追悼懐錄

故阪口氏の事ども（五）

各方面諸家の感想

詩人としての五峰君（一）

田邊碧堂氏談

自分が初めて五峰君の名を耳にしたのは明治十六年、光師森春濤翁が自分の郷里備中の玉島に來られたときであつた。その二年前、春濤翁は新潟に遊んだので、玉島漫遊の際に、余は謫國を歴訪していたところで若い詩人に接したが北越に阪口五峰あり、天性議論家で詩にもなかなか議論がある。かつ意志の強い人間であるからその作詩は剛健の氣を帶びてゐると語られて、さらに自分に對して君は素直な人物で物に凝滞せぬ性格であるから五峰とは一寸相反した趣をもつてゐる。したがつて君の詩は流麗で、五峰とは異なつてはゐるが、兩者共に長所がある。東に五峰、既に碧堂、龍途有密の好戰下を獲て相競しい。元來君は絶句において長所を見る。絶句に貴ぶ所は神韻と風致にあるから君の如き性情の人には適するが、五峰は理屈に長じてゐるから古詩大作にふさはしい、丁度芝居の女形と立役者が出來たやうなものだと、愉快そうに物語られた。

明治十六年といへばまだ自分が廿歳で、五峰君は四ツ上の廿四歳であつた、それでも自分はすでに相當詩名を成してゐたのであるが當時自分のみならず突如として詩壇を驚かした非常な佳作が森春濤翁らその主宰の「新文詩」に載せられた。それは君が上京遊中の作七律で、そのころ春濤翁の一門は最も斯壇に勢力を占めてゐたが、その詩風は艶美流麗を極めたものであつた。しかるに五峰君の七律は莽蒼の氣を帶びて氣格の高い骨力のある強いい詩であつたゝめに著しく異彩分はあだかも江湖に載笑して春風を放つて眞にその時分の詩界を壓するの觀があつた。田舍にゐた自分は一新文詩にこれを讀んで五峰と、矢張り春濤翁に門下を見るの明があつたと敬服する。かくの如く自分はつひに五峰君に匹敵するを得なかつたが、しかしこれがために憂慮して、今日作るところの詩は依然として絶句であつても、これを昔日に比して大きくて強くて派手だといふ世評をうけるやうになつたのは、一つは天性もあつたであらうが、春濤翁が五峰君に比した啓發によるからで、即ち間接に五峰君からうけた影響に起因するといふべきであらう。

それは自分の詩が神韻風致ありなどいはれても一面においては何となく骨力を缺く弱い詩であるといふ暗示を與へられた如くにも取られたのでその後自分はもつぱら五峰君に向つて研鑽してあへ

追悼懐録

故阪口氏の事ども

（六）

各方面諸家の感想

詩人としての五峰君（二）

田邊碧堂氏談

話しは少しさかのぼるが、蕪村が鵜澤に遊んだのはたしか明治十四年と思はれるがそのとき五峰君はこれぞといふほどの師についてもをらなかつたらしい、それが蕪澤翁にあつて初めて小崎藍川君などともに蕪門下となつたのであるが、實はこれが甚だよくなかつたとおもふ、それまでは恐らく鉄牛梅痴などの詩を讀んで勁健な強い作風をなしてゐたものであらうが、一たび蕪澤翁の感化をうくるやその性情に反する艶麗の詩に變じて一時はいはゆる時流に媚ちてしまつたといふ遺憾があつた、蓋し彼の上京途中の七律で詩界を驚かした君が、その後それほど聞こえなくなつたといふのも畢竟蕪風に化したためで、自分はこの間の五峰君をまことに惜いことだとおもふ。

併し病ひにして流石に君は厳然として己れの天分を自覚する時機が來た。それは君がその後數ヶ年詩に遠ざかつて北越詩話の著述に浪頭してからのことで、三十年間の大努力をこの著述に傾けてゐる間に君は詩よりも文章に興味をもつて、研究の年、その詩話を綴るに際し篇々筆を變へ体を異にして鍊心刻骨の優艶たる推敲の余になつてゐるが、元來文と詩とは一致したものので、つまり文章の美しい字句に就を覓むのが詩であるから、五峰君の詩が文章の研究と練達との間に、いつしかその詩にも進境を生じて早くそれをやつたゞけに、君より一日の長あるを得たのであらう。

蓋し其後、大正八年頃と思ふが君の詩は實に寂々の趣を具へて直に信ずるまゐを述べるのである。

これを蕪樂に例ふれば大伽藍の如きは恨むべきことで、さればこそ五峰君本人自身も生前遺言されてそのたゞ荒作りで敲琢の點に欠くところがないでもないが地震にも颱風にもビクともせずして聳え立つてゐる大建築で、世のいはゆる名家とよばれる詩人の詩はいかにも瀟洒で風雅もあるが、いはゞ待合を見るやうに氣が利いてゐるといふだけで、實は吹けば飛ぶ至つて軽い、バラック式の体裁のよいものが大部分である。自分の詩は蕪村にこの待合普請たることをまぬかれてゐる積りであるが、しかし到底大伽藍には及ばない。

追悼懐録

故阪口氏の事ども

（七）

各方面諸家の感想

詩人としての五峰君（三）

田邊碧堂氏談

自分の熱心な主張に對し君も流石に滿足したらしく、實は二、三の詩人にも見せて相談はして見たのだが、結果はどうも本意に反くことが多いので困つてゐた、君は幸ひよく理解してくれるから今後は君に相談して定稿にしたいといはれる。自分は一應辭退もしたが、折角いはれるので拜見することにしたが、自分一人でもいかゞと考へて、折々國分青崖君にも相談してみることにした。ところが青崖君は大いに加はり、死にいたるまで青崖君と自分とが、故人の詩の相談相手となつたわけで、五峰君本來の詩風はその師蕪村や槐南君よりもむしろ青崖君に近いのであるから、晩年眞の知己を得たのは慶すべきことで、さればこそ五峰君本人自身も生前遺言されてその詩稿の拜見漏れの分をことく自分等兩人に見てくれといふことで、その遺志に副ふべく館森袖海君の手に蒐集整理されたに、家とよばれる詩人の詩はいかにも瀟洒で風雅もあるが、いはゞ待合を見るやうに氣が利いてゐるといふだけで、實は吹けば飛ぶ至つて軽い、バラック式の体裁のよいものが大部分である。自分の詩は蕪村にこの待合普請たることをまぬかれてゐる積りであるが、しかし到底大伽藍には及ばない。

追餘懷錄

故阪口氏の事ども (八) 各方面諸家の感想

詩人としての五峰君 (四)

田邊碧堂氏談

そこで故人の遺言によつて多少本意を傷つけぬ範圍内に、君の詩に字句、修正を加へもして見た。その結果五峰詩稿は明治の詩界に殆ど獨歩の勢ひを示すであらうと信じてゐる、師たる濤翁を彼これ言つては相濟まぬが、孔子も論語に仁に當つては師に讓らずといはれてゐる如く、學問の上から嚴正に批判すれば、森濤門下としての五峰君は出藍どころの沙汰ではない、例へば御茶屋の普請をする弟子のうちから堂塔伽藍を作る棟梁が現はれたやうなものである。

尤もこれは獨り君の天分才學のしからしむるのみではない。一つは時世の關係といふことも決して閑却すべきではない。德川三百年の鎖國政策は、詩人をして國家もしくは血性ある文字に觸れしめなかつた、觸るれば恐ろしい刑罰が加へられた。不思議に山陽は異例の生活を續け得られたが、これがために滔々たる詩人は風雲月露の文字のみを喜ぶことを余儀なくされて、胸中の大議論も詩中に收めることが出來なかつた。此習がつたはつて明治になつても久しい間諸大家いづれもこの意味の花鳥風月を吟詠して、甚だしきは單に美辭麗句を並べる活版職工に過ぎぬものが多かつた、ところが追ひ〳〵と議論も解放されおもふ存分に自己の感懷を賦し得るやうになつたにもかゝはらず詩人の大半はなほ迷夢から覺めないうちに、わが五峰君に先覺の明があつてこゝにはじめて唐宋元明諸大家のなし得たと同一に、自己の議論抱負をもつて意義ある作詩を試みたことは明治時代に殆どまれなりと稱してよい。

これはもとより君が時世に惠まれたからでかつては千石船といへば大船巨舶をおもはせた時代もあつたが今では三萬噸四萬噸の船が出來て殆ど比較にもならぬ變遷であり、銀行創始當時の如きは五十萬圓の資本があれば比類なき大銀行と誇つたものだが、今日は田舍でも一千萬二千萬といふ資本の銀行がいくらでも出來、東京には一億圓の銀行なども格別珍とするに足らぬ。かやうに變化が著しい時代であるから詩においてもまたしかりで、五峰君の詩か前代の詩人に比し驚くべく卓越してゐるといふことは、決して君自身の偉大であつたゝめのみだとはいはれぬが、よくこの時世の變に應じて所信に邁往した君の著眼と見識とは甚だ高しといはねばならぬ。

そこで今度出た君の遺稿によつて、明治詩壇の巨匠と仰がれた湖山、枕山、濤の三先生も、その詩は非常の遜色を示して殆ど問題にもならぬとおもふが、五峰君の如き國士的の眞骨頭ある詩人をその門下に出した濤翁も定めて地下にこれを喜ばれることであらうし、同門の自分もまた深くこれを光榮とするが、一面それだけ五峰君の長逝を哀悼するの情に堪へない(此項完)

追餘懷錄

故阪口氏の事ども (十三) 各方面諸家の感想

五峰君の印癖 (五)

市島謙吉氏談

[illegible]

追餘懷錄

故阪口氏の事ども（十四）

各方面諸家の感想

五峰君の印癖（六）

市島謙吉氏談

君はすでに印癖を有してゐたくらゐだから印譜もまた好まれた。この點でも自分の同趣味者であつた君は旅中古への小さな印譜を行李中に收め旅窓閑なるのとき、これと相對しんでゐた。自分もおなじことをやつたもので當に兩人が相會すると「どうも名人の刻した印譜を見てゐると、あだかも書を見る如き氣分でそこに不言の妙味を覺える」とよく話し合つたものであつた。しかし君は印譜を藏する人でなくて、好きではあるが少しばかり持つてゐても仕方がないと言つて、之を得られても自分に贈つてくれるのが例であつた。自分は固よりあらゆる古今の印譜を集めたい野心があるので、君はこれを知つてそうしたのであるが、竟に角君は印譜を愛したがこれを藏しやうとはしなかつた。全體詩人が必ずしも印の鑑賞家ではない實業家や諸家も亦然りで、詩人で印の鑑賞者は、どうしても山陽以後に種々の人もあるにはあつたが君の如き正にその一人である。又君の印に用ふる語に、すべてを通じて趣味のあるのは全く詩人であつたからで、どれを見ても語が海に趣味に富んでゐて詩才が逃つてゐる。

君は晩年病を獲て一たびは死を決したが、それが生き返つて更生の話が生れたのも一奇である。それは君の遺骸を茶毘に附してその骨を檢すると黃金のかたまりが發見された。卽ち生前君の落ちた齒が出來た。斯くして五峰君は生前を療治するときに金冠を架したのから歿後に至るまで印と離れず交渉が絕つたので、この金冠を作つた齒科醫石塚松藤君は詩を君から學んだ門下の人である。そこで折角君の在世に來り會した自分に向つていふには、アノ金塊で故人の印を鑄造して阪口家につたへてはどうであらうとの發議に、自分も成程と同感して、阪口家について遺印を調べると藏六が「長相思」の三字を刻した小さな印を見出した。

この印文は長く故人をおもふといふことにも當るからこれがよい故人の歿後にその人の氏名印などを模したところで用ひどころがないが、「相思」ならば一記念錄などを作る場合にも署名の下へ捺すなどは長く故人を偲ぶにふさはしいといふので、松藤君の手によつて立派にこの模造印が作られた。齒科醫は義齒を作るので精巧なる鑄造機が用意されてあつて、これによつていかにも精細な點まで模造し得られるから、この「長相思」のそれも原印と寸毫も違はぬものが見された。卽ち生前君の落ちた齒が出來た。斯くして五峰君は生前を療治するときに金冠を架したのから歿後に至るまで印と離れず交渉が絕つたので、この金冠を作つたをもつて終始したのであつた（此項完）

市島謙吉 様

大正14年11月16日

拝啓愈々御清適之段奉賀候陳者御述之書籍賣上部數ニ對スル御原稿料下記ノ通リ差出申候間御査收被成度候

書名	計算年月	賣上部數	定價	定價合計	印税合計	印税合計
醒世の泡	自14年7月 至〃年9月	65	2 00	1 30 00	12	15 60
藝苑一夕話上	自 年 月 至〃年〃月	138	2 30	3 17 40	12	38 088
〃 下	自 年 月 至〃年〃月	118	2 30	2 71 40	12	32 568
大隈侯一言一行	自 年 月 至〃年〃月	27	2 30	62 10	12	7 452
東夏山陽	自 年 月 至〃年〃月	1363	2 80	38 16 40	12	457 968
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
合計						

555 1676

○敬て收入を期せざりし著書の印税三ヶ月まで
以上ニ上る望外のことゝ、一面ニ喜んでそして一夕話ハ
山陽の売行あまのよき為め追々ニ出づ
残本一掃す〳〵ということのみ
代山高もて備書房の排停滞の折柄、此收入を得
て漸やく仕拂一畢る、自著の收入をもて他の出
費を償ふ一万便といふべし、たの計、某書の保存
の要なきものゝみ、自著屋行の一端を他の
微ずの料として受ける收おとり

大正十四年十二月十二日

○政府歳入の額と、実収額との一厄ヲ、折柄新刊の旅行案内地ニ於ける烟草の生産統計ニ拠ルニ、我国ニ於ケル烟草ノ産額ハ、一年ニ二億四千万個ニ上ルトノ噂ノ如キモノアリ。

実ニの続計ニ拠れバ我国ニ於ケル烟草ノ産額ハ、一年ニ二億四千万個ニ上ルトノ噂ノ如キモノアリ。

○山谷閑話の遠回り紀行一冊を獲た、稍んであるる

敷松葉、剃刀、[redacted]

庭の風致を添へるのと、霜除との兩用で敷く、敷松葉は舊來江戸中で賣る店がたつた一軒駒込にあつた、その親父が近在から持つて來て、机の上で箸で選つてゐた、それが後に連雀から來るやうになつた、連雀から來るのは雄松で大葉で落ちたのを集めてくるので色がわるい、それが村山から雌松の枝を籠てふるつてとり、鹽水を吹きかけて卯ツ木をあて、束ねてくる様になると、大葉の松葉は下ゞ敷により使はなくなつてしまつた、其松葉も段々使はなくなつた。

變れば變るもので、江戸の髪結は剃刀が自慢であつた、これが江戸に無くなつた、昔し床屋の小僧が炮烙の尻を剃るなど、揶揄ふが、炮烙の尻へ圓く墨を付けて剃るので、墨を剃れば剃りこんだと叱られ、殘れば剃り殘したと言つて怒鳴られる中々むづかしいもので

松井秋香

ある。又は茄子を桶に浮かして剃る、茄子が辷つて桶のふちへ當る様ではいけない、又冬瓜の毛を剃るこれが中々剃れるものでは無い。かういふ話がある、山谷の或床屋の小僧が中々剃刀がきく、隨て職人の言ふ事をきかない、とう〳〵職人と腕競をすることになり、暗闇で頭の剃りくらべをした、職人の方は丁寧に剃つて一本も刷り落しが無いと言つて誇つた、小僧は鼻の先で笑つて、已らア剃りこんだといはれるが忌々しいから、側の毛を一本宛殘して置いたよと言つたと傳へてゐる。これが今では西洋剃刀でばりん〳〵とくるのだからたまらぬ。

○政府歳入の額と、実収額との一厄ヲ、折柄新刊の旅行案内地ニ於ける烟草の生産統計ニ拠ルニ、我国ニ於ケル烟草ノ産額ハ、一年ニ二億四千万個ニ上ルトノ噂ノ如キモノアリ。実ニ二億四千万個ニ上ルトノ噂ノ如キモノアリ。

十二行

書いてある、紀行とあんまりある京都を江戸に出てから往後の詩を收録したものである。巻尾の識語を見ると、寛政三年の春東武に遊び、翌四年の春東武に帰るとあり、紀行の詩もこの間の作である。江戸入着までの途次の作は収めてない。京都で上梓したものであるから、帰洛までを収めたのであろう。巻頭の目録を見ると、渭南時代の詩は収めず、到る處の名所舊跡に題した詩ばかりを集めてある。物産の話もある。前詩と重複を厭はず、相重複する箇所をも存してある。

○此の紀行文中下谷の文行堂に於て一巻の往を嫁

一法華経

寛政三年の版。巻尾に長歌丸の識語を刻す、此経は北住有志のものゝ為に施行したるもの、如くである。

奉納載恩報謝千部を内也

さて〳〵人丸主の恵を忘れまつり給の歌仏のまことを（現在未来の歌よりまことを連歌俳諧にもまして此歌の道に心をよする士一切の貴賤上下万俗男女殊すい意が御恩を蒙りし尊の御道の御業提唱具成仏乃御為

南無三寶
慶安三稔庚寅正月廿八日　長頭丸敬白

敬ふの為めの冥福を祈るといふか此経を写すの目的なり、此経書写の婦人の紀念として納めんしか表紙の料紙は古き裂を用ひたり、仍て

一　江戸大絵図

貞享二年正月の開板なり蟲も侵さず起筆も存じ候、此図は大名の名改の図なり、比較するに此図は大名の名を録すること一段多く紙幅も大なり

一　折

改元も役此図しかなり、海中に船の姿も図面の如くあるも此図の船形は大なる相違あり、同時に改出だりと見ゆ

一　重訂本草綱目改正　　蓋本　四冊

小野蘭山口授の本草綱目啓蒙三十巻八本草書中最も精確の名あるもの也最初に出だせる古流の図本なるを以て岩和田侯に掛り命ぜられ訂正刊行せしものとす、刊年弘化四、谷文晁の図したる蘭山の肖像あり、冊後元溜の撰に係る蘭山の伝あり、嘉永二年冊後

元岡の原序あり、此方落多く招き殊
に珠也家花多く本巻書を校す
それ書を謝し雅入をそれ新聞から抄
とぞ

十一月十八日記

○自分が新聞記者生活をやつと四、五年、新聞紙の歴史を書いて見たいと志したことがあつて、ちよい〳〵雑誌を手当り次第集めたり、材料となるべきものを写したりしたことがあつた。其の集めた材料は、往年讀賣新聞社時代に、今は故人となつた早大の秀才伊藤痴遊といふ記者が讀賣の記事をまとめて、それを整理させて、纸上に連載したこともある。那珂梧

○ある新聞社の数い早稲田の図書館に納めたのが、今も恐らく保存されもあるが、尚ほ完璧からの材料を所持してゐるが、大震災の後、花壇と共に早稲田大学の一寸今は検出し難いて保存してある筈だが、それも今は捜がし兼ねるそうな譯で、明治初頃の新聞の有様を話すのに便を感するが、既に廃刊された新聞紙の歴史を添くるに及ぶまい、自分の試みんとする八、九種かある、特に歴史めいたものを書いて蛇足代の活新聞紙に就て、今日から振り返ると案外の思をするが抑も事を聊かこゝに見ようと思ふ但し

多くは記憶を辿つて云ふのだから、年月日のハツキリしないことや、新聞紙の名称のおぼろげなのもある事實の記臆違ひもあるかも知れんが、日そん等は大方の是正を請ひたいものである。

日本の新聞紙の初めて刊行されたのは幕末の文久頃からである、勿論其前にも稍々新聞のことき働きをしたものはあつたが、例へば和蘭船が長崎へ齎らした海外の出来事を長崎奉行が書き集めて江戸幕府に報告するが如きは新聞紙の實体と見るべきものであるが、こんなものでも公刊されたものでなく、元治以後に米人ウエンリーゴドフ（和蘭人ベーリーとが海外の事を報道する目的で新聞紙

紙と云つたと覚えてゐる、但し同じ目的で日本人の発行したものがそれよりも六七年も前に出たと云ふ事である、江戸の萬屋兵四郎といふものが、その外国新聞を翻譯したものであつて、尚ほ此頃出た新聞紙は外にもあつたらしいが、その詳細は見合せる、愛に共頃の新聞の名を集めて、一枚の番付を掲げる、これを見ると、年号の前と後の初頭と併せて明治の前年が無いのは判断に苦しむが、明治元年の初めてある事は明かである、凡そ

番付入り

北番付の第一枚目に明治元年の発行、半二枚に慶応の
年三ヶ文久[illegible]る、開成とあるは、開成所から発行、陸
海軍とあるは陸海軍の[illegible]の様な紙であらう、北寿或
種の新聞大概外国の出来事を譯載したもの
[illegible]の五六枚乃至十枚位綴つた
の体裁

[illegible]あつて、[illegible]今見ればも幼稚のものであ
[illegible]し志かし明治[illegible]年に興つた或種の新聞よりも
時の革命戦の記事があるから、[illegible]箱々新聞紙らしい
面目が具つて来たとも云へよう、北の革命戦は維新の
大業の成と成らざるとの繋つた天下別け目の戦争
で、幕府方を東軍と云つ[illegible]、幕府方を西軍と云つ
[illegible]が、新聞も自然東軍[illegible]別れ[illegible]ことゝなつ
府方の新聞が多く、朝廷方のもの[illegible]太政官日誌と大阪び
[illegible]行した[illegible]新聞[illegible]位[illegible]遠の新聞[illegible]もしは各[illegible]
[illegible]多かつた、[illegible]澤は北[illegible]の新聞に筆を執つ
[illegible]が皆な幕臣であつたから[illegible]乃ち都[illegible]春三

中外新聞の柳河の春三 江湖新聞の福地源一郎の如き 遠近新聞の
の辻新次の如き外記録の楊枝 費一のことき 美しの主
筆、皆幕臣であつて 江戸の人氣に投するの依幕
派で無けれバならぬことの 東国であるとする、
軍の の左祖 した原因であらう、
幕末に傑出した人物の乗上野介を文久二年 北米合
衆国に使して彼国の實相を見て深く感ず
る所あつて、帰朝後 幕府に新聞紙 発行を建議
したが 其議 納れられずして 小栗の新令 発行の
を献議した 趣意は、幕府と各藩との間を 意思疎通
を欠くのは、あるの事情が互 立ちるからかからされ相
互誤解するからしめんの 新令紙 面右の内情を報

するを旨とした のであつて、此の小栗に随伴した一行
の福沢も福地もみな、彼等が小栗と同じ考の感じなの
八幡 言よまもなく、北等の二人が其後新令界と牛
耳を執るまでのハ決して偶然ではなの 況し幕末、
小栗の議が納れ の幕府 権新令が発行さ
れんとしても幕府衰亡の気運 を挽回することハ出来
ないことであらうけれども 西軍 の氣鋒を挫くこと可
力があつたであらう、
幕臣出身の 小栗 文学の士がうかつと、彼等ハ王政復古と反対
であつたのでハ無く、薩長の横暴を悪んで、福地が江湖新令し徳川
をあしさまに言ハないのである、
幕府が倒れて薩長幕府が之れに代るとすれば、

改進新聞紙に過きざると論じ
つまり薩長の横暴を悪むの情が迸つたのである、而
く薩長を嫉む福地が後に薩長政府の御用新聞
主筆として終始薩長の
ふと共の変化に驚かざるを得ざるのである、
元二前の汚の元年は兵馬倥偬の時で、新聞記者は勝
手気儘の業を恣にし、政府も亦た放縦にして取締るよと
も無つたが、福地の論文が動もすると
共に其筆鋒の甚だ後太政官布告を以つて
宜府の許すべからざる新聞紙を禁止し、又違犯の出版物は皆悉く没収すること
ふうそ、爰に新聞取締の萌芽を発した

維新の革命戦が終ること新聞紙の手の凡そとろうと随て
政府も一旦覚し布告を廃止するに至つたが、北陸外人
に営まれて有力の新聞は皆のブラックの発行にして日新
真事誌もあつて、これは旧汚四年に創刊したもの、
「左院御用」と標榜し、専ら諸般の官庁の布達を掲載
したが北外人に偏かれて知れ記者の多くは日本人の追
々民権論などを掲げ、時に政府を攻撃する記事
をも掲げたが、政府はこれをとがめることが出来なか
つた●当時外人は治外法権の袖に隠れもあれから、
日本の法権は及ぶそうとのである、政府はこれを
見る所があつて、旧汚八年六月新聞紙條例を発布す
るに至つた、その特主編輯人は内国人に限る

事ゟ以ニこれが為め北海道ゟ度刊を由義ゟくさんと
新聞紙の発売時代ハ可ゟ長い間續いて、当時の紙
数ゟ如何ニ細稗であつたかを知ゟるハ一二の適例がある、
慶応四年ニ創刊された内外新報ハ美濃紙半截
の小本であるが、その字数」という一冊子を添て出し、
乃ち解し難き漢語や新語に訓點を附し啓蒙の
用に供した、その左の如きものである、

内外新報
字数へる

尚ほ明治六年かに東京の新聞が載せた記事に據る
と当時の新聞紙ハ官吏が府廳に喚出されて官吏か
ら説諭を受けたとあるが、その説諭の次第ハ、新聞紙
の務ハ今日の出来事を直に報道するにあつて無けれバ
ならぬ、カビの生いた旧聞を書き出す様ではいけない、新聞紙とハ云へ、西洋ゟその例
もあるから、ソレ程ニ咎立てする事ハ無いが、新聞紙の如きも滑稽ひあつて
稚木の事ゟあるから、時の新ゟの如何ゟも滑稽ひあつて
かも思ひやらるゝであらう、
五大新ゟの首座を占めた有名な新聞紙ハ後れ
て発刊したが、時ハ丁度東京ゟ新聞ハ後れ
ること、明治五年二月廿一日第一号を発刊した時ハ、ゟ
ゟかとゟあと、一冊子体を脱して一枚摺とハうとゟが如

何ら貧弱極まるものであつた。用紙、硯筆の
大小紙を用ひて、片面摺りで、記事小官報そ合せ七十
項も無い位で、可なり長い間、木版彫刻であつた。二弾
ら十の間をど五弾流行こ組人びがすくし数枚とろ
て一百十八弾こ至つて四弾字組とそつて四弾字
載つてゐる、記事の一項を
神田香久左エ門和久
洲庵の由そ云る酒屋と云る酒屋本月本日る
道路こ酔人多く、よこと
洋若回人力車ひき等い偶々和久屋の仁れあそ
愉快を極むるの至んど毒まい時こ宮服を抱
くもおかし所謂墓参りして子子を干し殺

七十数ひそうん
芽そうん

コン母ろ句会ろ雑報こ許が附してある、宣伝一枚百四十文
一ケ月分銀二十日迄ら前金を要し、今の廣告こ市る
引札掲載料ハ一行一度一枚ツつとある、徒ら徐もあう
訳ろの処弾ハ色摺とつてゐる

年四日々新聞の生れ出づる際の斯く印刷機田岑香が入社し社を銀座の一角に置くこと、ろうそくから面目が大いに改つて大新聞となつたのも

尚ほ明治四年四月時の驛逓頭前島密が発行させた新聞紙がある。今の報知新聞の前身郵便報知新聞も前島が郵便の模範として創設したのであるが、これは随分よく知れて居るから、六年発行のものは多く知つてゐぬ、こんな毎日ひらがな「まいにちしんぶん」といふ全部平假名文字で発行したものである。前島は日本に於ける最初の漢字廃止論者で慶應年間より早く此の献議をしてゐる。此の假名新聞も一日も漢字廃止を事実に

試みた、並びて不假裁判の者に毎日の重要な項を知らしめん為めであつた、係しこれも行はれず十號を出して廃刊となつたが、発行所は秋田渓畔の二十日落葉社で、市川清流、平田東洋、山田敬三の三人が記者であつた、余が編纂した前篇の傳鴻爪痕に左の記事がある。

北新聞は壽命の短かつたにかゝはらず、新聞史上逸すべからざるものである、何故ならば北假名新聞は此の先駆であつたからである、此の企てあるにより、北部人士も早くこれあるを知れ、北部人士も亦もつて、巻首の改革を思ふに、蛇の目の田紋のある筵が書かれてゐる、記事の内容は

ふれ来十銭の普及に就き其次に布達があり、其次に外国郵便から譯した外国の話があり、終りに郵便汽船会社の広告が載せてある、帝時つゞけと作つて廣告文句の為めに一項を設けてある、これも仮名を綴つて漢字が四整つてゐるを一項つゝの間隔を置いて並べてあるといふ西洋の横排の文字を倣つたのであらう、左に載せるのが其の一端である、幸にポスターもあるからそれも併せて掲げる

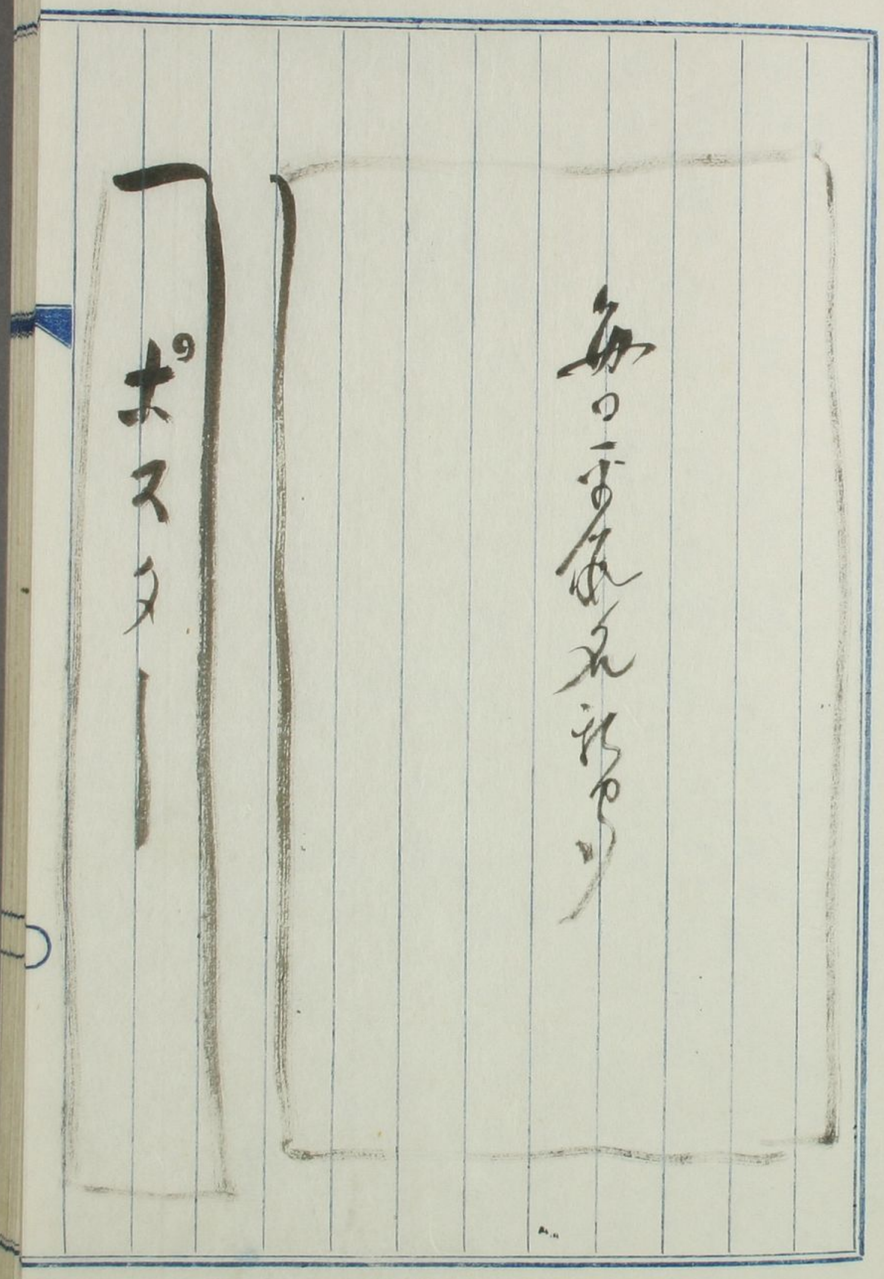

此次の新潟ハ如何に配達さえ
郵便もまだ実施さえず、今の
も無つた頃であるから、随分
ろへ、自分が学生業を
故郷の海へ
移員が翌日の新潟と
翌朝出社の折
あまりと
金の儘父が銀座
て官署と誤認
正面の受付へ四銭
社後の事

る差別待遇をする遺習があるので、士族の犯罪が平民の犯罪よりも軽く、士族が縲紲の辱みを免かれ、平民は縄付でしょっぴかれ、つまり士族は自宅閉門で済み、平民は監獄へ送らるる等の差別もあつたが、明治九年一月従前の律例新律綱領と東京曙新聞が福地源一郎社長が罪せられたのが、自宅禁錮で済み、長谷川義春が士族であるがために罰金で済み、報知社の藤田茂吉が平民であるがために監獄へ送つたが、同一犯罪に対して待遇に斯る差別のあるのは公平でないと論じてある、

明治初年の政府も新聞紙に対しての寛大であつた、新政府が新聞紙の必要を感じ、其の発達を欲したので、便宜例を設定され、新聞紙の通送と新聞紙の通信を無税とされたのも奨励の為めであつた、明治五年に大蔵大輔井上馨の名を以て新聞紙を各府県へ頒つ為め毎月「日報社報」「横浜毎日新聞」「新聞雑誌」の三種の新聞紙の発行を達したのも亦奨励の為めであつた、此頃の政府の官吏が新聞紙に対する観念は進んでゐたもので、前島が郵便報知新聞紙の事業である旨を掲示して「報知新聞紙」の発行を起したことは周知の事実である、木戸孝允の如きも四年の五月発刊した「新聞雑誌」に「三治の体、上下情を通ずるを以て要となす、故に新聞紙の設あり、其の論説報道宜しく実を採り、虚を去り、以て人心を正し、風俗を厚くするを務むべし」と経営をやつて、時事に関する論説を掲げた

政府自ら進んで新少を奨勵し
ハ勿論ともあり平凡ともあるから當時の新少
抔さへみるとゝ、追々政府の施設と不滿を感じ、それが業
端の迸ることゝ●まるとゝ、殊に改府が財政問題
紛紜を生じ、井上馨澁澤が辭職をしたことなどの、征韓
論や内閣ノ分裂を生したことなどが新聞紙を刺
激して、盛んに是非の論議を為すやうなりつて来れ
のゝ、政府も漸やく困惑を覺へ、●自ここに新少紙の
取締を嚴にし、明治六年十月の條例改正がそれ
であつて、依し此の取締ハ當時の餘り峻嚴のものゝ
無つたゝめ、茲に其後征韓論や野に退いた板垣等が民選
議院を主張するやうなりつて、自由民權の論が喧すし

くなるや、政府を攻撃する鋒鉾が鋭くなつてきたので
政府の方でハ六年六月新少條例十二條を設け、
條を掲布するに至つた、之が具体的の新少紙
法を定めたはじめをなすべきものであつて、西洋の新少法を
研究せしめて制定したものであるから、條文の包含が
廣くて制裁も亦嚴である處ゝ、●日業者の責任を明かにし、
初めて記者に體刑を科することゝなつたゝめ、從前ハ
業者ハ姿名や雅號や遥かに隱れてゐたが、茲に
するゝ、官吏の職務を論ずるや事実の有無
を論ずる人の栄誉を害するの記事を掲ぐるの
謗律を以て問ふことゝなつたゝめ、從
此の條例と律の發布ハ新聞界に大なる恐惶を

起さしめ北陬漸やく発達し
北條例と律の適用が弥人を
まぬが自由でどん丈からが犯則とするが
並行し各新聞社に曩に驅逐
際平素鎬を削つて論
権新聞も戦し官権
益の為め某所に會して
律の適用に就て政府
人と決し其時出席
京日々ら八福地と岸田部
八成峰曙らと未廣
ともあつて同書の起案
[illegible]

例を設け個枚の事が政体変更とするか箇枚
のことが成法誹毀か、ケ枚の
する當るかと、細かい書き連
採らんとが、北の若手
と云一喝や却下され、
北の同書の草稿は日報社の西田氏が條野氏から
のであつたと忘れ保存されて
年程前に自分は之を借り受けて鄭寧に映寫
しことがあつたが、それは確かに
悪筆後ろくの同書を外へ預けた
のが今は容易に見出し難い
文を出すのが時機を得ておる

けんを遠域ならざるを見ず未曽有、今ハ唯北の
種の大書のおもかげを大略叙す
さし止めるる。

北の印書の草稿ハ美濃紙十枚許のうへ、福地
一流の立派なる字句の補正ハ除程苦心
しらく、塗抹が多く、谷條の正文を書いて二十
程下けし、例とあつて、それ議論めかしい文や事実の
叙事などが五六行乃至十行もあつて、四角に
ハ皆な福地の筆に書かれて居る、但し今の三面の記事は
當る校る市井の雑事雑報ハ、柳北の方が得意と
知つて福地ハ筆を之に譲り、例の内で柳北の書き添
へしものがいくらかある、それも削つて無罰の紙に柳北の自筆

十二行

で書かしたものが附箋されてある、最も可笑味を感ずるの
事である、柳北一流の筆致で、北附箋の叙
喧嘩や、官吏の醜行や、華族の堕落●を有称なども
砕けた俗語交りで書き、そんくの愛嬌の意を寓
し、諷刺が目的ひるの●ことを主として、
北の硬軟二種の例ハ共に筆者が餘程苦心して筆したと相望
るのと思ふ譯ハ、成法誹毀ならん官吏侮辱ならん種種の法律
参照按ずるに、特に又新聞紙の下調の為
する事実●の掲載を禁ずることもあつて、皆程度の問題
迄であつて、成法●の可否を論議したりするの●一概
に誹毀とすらるべきでなくく、官吏の公正を望人びとも

あえぐが侮辱であると認めるべきであろうか、民選議院の設立を目指し異議を唱えたというので罪に問われ、しかも云いがかりに近い理由で投獄されたとしたら、裁判所は法廷を拡げる事件の経緯を調べ、裁判に妨害を与えるかぎり、たとえ一般の人が例を挙げ、北枝スキワドイ憂き目に遭うとも、裁判官が折角と相違するが、或る者が法律思想に幻惑されて、或る者は北伺書を見て当時の記者が法律に無理解であったと一笑するけれども、法文は離れてあれそれを司る人の方寸で適当に解釈されるもの程危険なものはない、新聞記者連が恐怖した所以である、法律思想の幻惑の笑うべきものがあるとすれば、新聞の歴史と大切な紀念的資料として

傳えるべきものがあると自負の思あがって居るかどうか、北の奥地の果ても何もそくさくの違犯者を生じ、曙新聞の主筆未廣重恭が先驅で、東京日々の福地源一郎、朝野の成島柳北、吉山圭雄、報知の栗本鋤雲、各社の首脳皆筆禍に罹って牢獄に投ぜられ、北欧の新聞紙の首脳が多く編輯長として其社の首脳者であるから、新聞の首脳が多く編輯長を首脳とし名を署したのであるから、然るに新聞紙法の首犯編輯長を首犯とした為めに、編輯長は他人から投書によって記事を掲げられたのも、そこで各社は北の奥地に責任を避ける為めに、編輯長を二流三流の記者の名に換え、猥褻真の主筆は後ろに隠れて、替玉を使うやう

れたのである、當時都鄙の新聞記者が陸續獄に繋がれ獄舎の或る一區は全く記者で充ち満ちた位な仕末で、今尚生存して居る人物の内でも小松原英太郎や箕浦勝人も杉田定一などもあつたのである、此の苛峻嚴なる新令は記者の口を箝するに功があつた代りに、政府に反抗する氣鋭が一時に高まつて来て、新聞記者に同情を寄するものが激増して来て、其まては餘り多く責なかつた新聞は多くの得意が殖えた位であつた、全体人情として自から罪ある者と認められ記事の為め繋獄の恥辱を受けやうものと、反撥心の為め温厚の人も過激の人となるのは自然の數理である、此法令實施の為め猶のやうな人を作りしれたのである、其が為めに穩健

な人物までも惡化して前とは別人のごとく過激な言論を吐き、政府に反抗するの念を一層高めて、自由論民權論に一層氣勢を添へ来り、囂々として政論を捲き起したが、其の備を作つたものは此法令とあつたとすると、政府は言論を鎮壓せんとして却て反對の結果を見たものである、どう考へても此の法令は政府の失策であつたに相違ない、併し飜て考へれば新聞紙の氣運を助長したものは此の法令のお蔭であつたとも云へるであらう、各新聞紙はこれから世の注意を受け、政府を攻撃するの記事を天下は快として愛讀することとなつた、あるいは政府を攻撃すれば直に法に問はるゝ憂へがあるから、各新聞記者もつとめて婉曲の筆を揮ふに至つた、

婉曲であって諷刺があり諧謔の間に寓意のあるやうな文
章が漸やく現はれそめかゝりそうしてそれが珍重かうして自然
の勢である。成島柳北がその才筆を雑録欄に揮つて
朝野新聞の名聲を高からしめたのも、又其の裏行
部数を激増せしめたのも、諷刺文が一世の喜ぶ
所となったからである。（柳北の天品の文才が巧みな諷刺を弄
し、それが呼び物となったからである。）後年なって
圍々珍聞とかいう雑誌体の滑稽新聞が起つて
くる手本もこれから出来たようなもの、勿論
原因で言論壓迫の産物とも見ることが出来ようが、勿論
時流十年頃に横濱毎日新聞（外国人が刊行した外字紙を入
れた日本紙摺りの［illegible］）ホンケとかいうものがあつて、之

れも諷刺的記事があるために外字新聞の文句を多
く摸かくまかつた。
北洲●今日の様な何の事件が起つたというのも自動車
で急に記者を派するやうな無つた時分、後年のやう
うに専門の探訪者もなく、記事は随つて疎略で甚
だ幼稚であつたことは言うまでもない。普通伝統という事件が起
これば田吟香が自ら挺して取材に起き自ら探訪の衝に當
り續々戦報を東京日々に掲載したのが破天荒の
事で當時之れを異数として、えらい事實の探
訪が新聞の一大任務であることを教へた最初の警鐘であらう。●併し此の先例の為め相当地位ある記者が

自から動くやうなことい餘り無つて、結本や萩の乱などがあつても專ら官報に據る。殊に特殊の情報を掲げることも無つて、殊に萩である、十年に西南戦争が起つた時ですら、福地い山縣監軍の記室として戦地に赴き、戦報を日々新聞に掲載したけれども、他の新聞の主筆い大抵皆の所在京都まで出張して、行人も京都の風月を楽もて優悠なるノンキの狀態であつたし、もう東京のさびしさは、福地の外相當の記者が二人まで戦地に赴き、自分い本時帝大の隣門に居つたが、毎朝数通信を力めたのである、紙面の戦報をよく頗る賑はしく、而て東京日々の北戦報を讀むことを何よりの興としたものである、福地い参軍の推幕とみれから

その報道い大体正確であつたが、當時いまだの新聞の號外を特に配達する様もなく、無つたやうなが、話と報知新聞ばかり一日も二日も後れて来るのである、其の本紙を掲げたるのみ、郵便報知新聞の補助をあつたの如く記した。

左の電報二件い警視局より今午前各新聞社へ特別に五下附相成りたる所なるが、其到達稍や時間を違し四時に過ぎたる後なれい不得止別紙の例に依て配達人に出し、急倒し以て観客日々渇望の意に應ずる。

明治十年四月十二日

報知社

の十五日午後七時三十分宇土に於て黒田参軍より岩倉右大臣
公へ宛し電報に本日拂暁より山田少将黒田大佐の率
ゐる左翼の兵を進め緑川を渡り開戦四午十五
時川尻へ進入し賊敗走す時に山川中休右側一
中隊の兵を引率し熊本城に達しける旨の報知あ
りたり
今午前川尻の火を望み前面の賊勢を察するに
猴の如きあり故に午後二時頃にやせ川を渡りて
る一の賊を攻め、八賊の後背を衝むの勢、因つて
長駆熊本城に達す取敢
候、十四の午後四時廿分熊本城を山川中佐而も
以下官各旅團を引率し未の大拳して熊本城

十二行

に連絡を通じ入城の後に決す且軍事の義も
整ひ候はゞ（他の一報略す）
えい當時待ちに待ちたる大快報ありたるの比が、報知は
特に補助して即日之れを配布したかどうか、目撃
の新聞と挿入せずして本紙に印刷してもよい譯
であるから、特に號外を配達（配達）したと見えるまことが出来る、左に實物を綴込
めおく

報知号外

3

明治十年までを假りに一期として考へると此間に新聞は
何うの進歩をしたか、東京では有力であつた新
紙は日新真事誌（北曙）日々新聞（これが）曙新聞が追々大新聞に
少朝野新聞であつたが、日新真事誌は外資本ブラウリが政府より引
き受けてから衰微し曙新聞が追々大新聞に伍するまでに至つた、
北の新聞と社説を古いものゝ未だ廣く鐵腕で二年の條
例改正の為め犠牲の先駆となつたのを、未だ廣く
廣の刑期満ちて朝野新聞に入り柳北を助けた為め
曙新聞は甚だ振はなかつた、一時改進党の
収むるところとなつたが後ち伊藤博文と云
ふが入つて志を変じ政権を主張したる為めに漸く頽

勢を挽回しかけたが大新聞
ることであつた、当時北の十年間中の最も下級に属す
る小新聞が生れた（明治七年）ことを最に過ぎ
平假名交り新聞が生れた（明治十年）
多くは共に平易を主とするが、各々其の特色があつた、
論説は教訓を主とし文章を重きを置き政談記
事を掲げず上品の筆を揮つた、平假名入は
後に東京絵入と改称したのち絵入朝日と改称
つたのと前田香雪の無依無
人気を博したが（かうゆう）ものゝ八假名垣魯文の編輯の
り艶冶の内幕を写（猫さう）聞といふを連載
（明治）
（大新聞が政治に熱
（頃）
（これも後に入れ）

全く色彩が変り
狂する時に其の交詢の態度に出ん為め却て何人も
成功し比観がある、義行部数は
そのもあり此、漢文新聞は多くの
後年文学界と認められることは
よみ新聞に就ては多く語る迄もない、愛と自分の
手元にある福地がめる材料
北の新聞に漢文を訂正を申込んだ原
書いた北の坡の旦那筋である森池が代筆してある所
ル可笑味がある、当時の正誤文の標本と
ふべきものであるから長文ながら愛を掲げて漫者の一笑
を博さんとする。

以書状得御意候、然ハ来ル九月六日ニ假名垣魯
文君ニ
来る廿六日ニ
記載ハ成甚以恐入候次第ニ御座候、右ハ素より事
実ニ無之候ニ付一応ハ申述も無之假令事実ニ
私ニ於ても飽まで責所揉の御業ニ候間何分此儀
誉を害せず候様ニ
置かゝる候ハヽ乃ち要所ニ
乃ち要所捨を御相手ニ
応責意を得候儀ニ御座候、
懇意仕候間柄ニ候得ハ
私を本意ニ無之わざと
北書状
相積され候

を御出被成、、御来談に可致荒し御不同意に候断
又は十分之御取消無之に於ては依儀を憚御請候
様乍其御心得に御座候何れも黄所
柳の御妙こまの七候間左様御承知
右之御報会仕候為其如斯御座候也
以上
明治九年九月十日
新吉原芸妓渡世
増田ろ

横濱
假名讀新聞社編輯長
假名垣魯文殿

此の西洋文は筆者地假名讀新聞社の時に

等七ツまでと見へる、此等の古事、移轉しのものあり、神代巻
の手本と成る北西洋文が或る時事家の手本、今、それを種に
柳北と魯文と牡歌の狸意をもとめ、其等を一協に収
めしものが今自分の歌と成りもあるが、柳北の牡歌い流
石に福地源一郎丈を言つもあり、
この幅の筆者い厚ろくも福地新聞社の隊
長君其人なりそれまでセば假名讀の褒
庫ころ〳〵秘蔵すへきことこそ
思ひきや鍼棒ことき筆もてら
はんにやの代書文とは
喋也社の餘興高
ろす

福沢桜痴先生花街の猫妓求めが代筆
して金を貰しめられ、もえや十五年の昔とは
なれり此戯筆を呉白老先の持来る
に猫さんの間の業の跡を思ひ出して
此頃は筆もとらで睡るを事とするも老猫
睡るを書とするも老猫

明治十年四月　金花猫翁　印

明治十二年の巻
略以上の如くあるが、各地方紙の追々発達して状況大
の沿革もあるけんも、今之種々の新聞が起つているく
し大阪と横浜の新聞とに付
あ、

十二行

大阪ひの早く明治五年に大阪新聞が起り、同八年に大
阪の報と浪華新聞が起つた、大阪の報へ大阪に於け
る唯一の政治新聞であつて、関新吾が盛んに民権論を
吐いた、これが今の大阪毎日の前身である、浪
華新聞は花柳の記事や市井の巷説をもとした
小新聞であつた、大阪朝日の前身なる朝日新聞
は明治十二年に創つて犯罪探偵を専らとした
小新聞であつた、大阪の朝の毎日が新聞界の覇
を唱ふることゝなつたのも既に餘程後年である、横浜毎
いろくの新聞が起つた中で日々新聞は特に卓けた
論説を書いた
鉄雲が最早編輯し後に嶋田三郎が論説を書い

論説やら文章やらの一端を挙げて見ると、先づ
新聞そのものゝ体裁は四種四色とも云ふべく區々で
あつた、大きさが違つたは勿論、活字も皆く特徴
があつた、東京日々は支那の康煕乾隆頃の校本の
やうに緻つて蔓湖系の軟い味のある楷書の活字
を用ひた（此の書体の活字は今でも名刺などに多く用ひ
られてゐる）それに反して朝野は四號の大字を用ひ、
他の三紙は五號活字を用ひた、内容を説いて云へば大
新聞は孰れも社説に重きを置き、三四段に亘る長
篇も珍らしく無かつた、文章の体は漢文崩しで
今のごとく言文一致に近い文などは絶体に無かつた
ど漢文崩しでも皆く特色があつた、福地は流石に老

十二行

成の筆を揮ひ、むつかしい熟語は避けたが、
文章の氣品があつて堂々たる趣があつた、朝野の末
廣鐵腸が社説を擔當し成島柳北は重もに雜
録に筆を把つた、末廣の筆は慷慨悲憤の氣があ
つて談々風霜を挿むの槪があつたので書生の掌の
氣に投じた、之に加ふるに柳北は其の獨擅の瀟洒
の筆を揮つて諷刺を寫したので、これも朝野の呼
ものとなつた、報知は此頃藤田茂吉が筆を把つ
たが、末廣の文よりも流麗で文學的であ
つたが氣魄の點に於て譲る所があつた、京濱毎日に
至つては文章は飾り氣が無く徹頭徹尾議論
づくめであつた、曙新聞は末松武雄の筆であつた、末廣

識として小新聞の発行を企てたのである、勿論当時探訪（かぎあな）主義進歩（かぎあな）の時勢であるから、外国電報を欲するは日々の必要事であるが、殊に外国電報を直接外国より電報を取ることは無く、外国新聞を翻訳して掲げまた著書を漁りて電報に代へる政府筋の新聞紙であるから、電報を掲げたる迄きわめて僅少で東京日々の文が往々六頁八頁を出しても僅かに四頁であつたやうな記憶する

日本流十年をさきてから四分五裂の政論が沸騰し新聞紙は政府の機関（ばいしん）となり政党が起つて開拓使排斥事件が起つて又政府党を盛つて、新聞紙に対する政府の

措置が一層の厳を加へて、発行停止という峻法が実施されたり、元老として仰ぎ尊まれる西園寺候が自由新聞を起して過激の議論を吐き、候の実兄が侍従長であつた徳大寺を困しめたるも亦十年以後のことで、新聞紙の歴史は益々逆境に入るのである、自分は十年を経

心如工畫師

杵太郎　本田穆堂　書

河内、和泉の平原の中へ、連山の先だちのやうに、小さな起伏を見せてゐる玉手山、樹木は鬱蒼して自然のとりでをなしてゐる、その谷間の處へ、一人の武者修行らしいのが來かかつた。

「もう日がくれるかな、冬だが日中をあるいたので喉がかはくわい、水がほしいけれども谷水は考へものだて、何か無いかな、オ、柿がなつてゐる、

なるほど柿が自然になつてゐる、此邊の柿は色澤がよく紅色が深い、「中々甘いぞ、だが、どこか休むところはあるまいかな、

ハテナ、あれは何だらう、

武士が谷間をのぞき込んだのに無理はない、谷間の水の流れてゐる岩の一部に洞窟がある、武士は道から下りて見た、洞の大きさは間口二間いた、アットいふと驚ろかしに仆れた

「誰だ」

「誰だ」

と兩方でさけんだ、

一體、人は不意に他人と鬪やみなどで遭遇するとキット誰だと咎める、けれど果して、他を詰問する資格が自分にあるかと反省して見たら恥かしくないものはあるまい、本來なら私は誰々であるが、あなたはどなたときくのが當然なのであるが、卒然として誰だと咎める、

相方咎めたものゝしばらくは互に默して樣子を見てゐるらしい、

「此刀の家へ默つてはいつたのは何者だ、

といはれて、武士は氣がついた、やうやく不覺にも睡つてしまつたのを思ひ出した、そしてこゝは人の家だつたのか、それにしても

彼の卒業生は互にいもづるに引きあふ、義理を缺かない、

今武士だと名のる二人の相許しあつた會話は、人間の美點と人間の缺點とをあらはしたものだ、しかも同類と思ふ前提、認識だけでもつて凡ての缺點を見出だすことが出來ないで濟じあつてしまつたらしい、彼等は今鬪中に坐してゐる、互に顏も知らない、香氣のみで應答してゐるのである、これが今日であつたならマヅ出すところであらうが、その時分そんなものは無い、そればかりでは無い彼時は、自分の家といふ、お邸といふ、實はこれ等一の岩屋の自然洞穴である、これ又一の前提認識にすぎない、

「御主人、體はござらぬか、それがし體石は持參してをるが、

「いや、體甲相知らず物語ること風流でござるまいか、某今日まで、此處にすむこと六年、未だ體を用ゐたことはござらぬ、

「ハテ、六年茲に、住まはれたとあれば、前後途にまよはるゝ事もあつて體がちがつてゐる、已れといふのがおぼろきこへる、おぼろも聞こへる、その音が何かの怪物の聲にも似てゐる、

二人は組合つたまゝ、谷合へおちこんでしまつた、

玉手山は樹だちこそ、うつそうしてゐるけれども深山には無い、その山の麓に小さな地藏堂がある、庵主の老僧といふよりはたゞの堂守である、ねむれぬ夜ではある、茶でものもうか、水が無いので、知つた道を提ちんつけて、水くみに來たり見れば二人の男が組あつたまゝ氣絶してゐる、驚いたが、さすが年よりであつて體がちがつてゐる、已れといふのがおぼろきこへる、おぼろも聞こへる、その音が何かの怪物の聲にも似てゐる、

二人は組合つたまゝ、谷合へおちこんでしまつた、

玉手山は樹だちこそ、うつそうしてゐるけれども深山には無い、その山の麓に小さな地藏堂がある、庵主の老僧といふよりはたゞの堂守である、ねむれぬ夜ではある、茶でものもうか、水が無いので、知つた道を提ちんつけて、水くみに來たり見れば二人の男が組あつたまゝ氣絶してゐる、驚いたが、さすが年よりであ

十二行

××趣味××講座×× 香道の話

都筑幸哉氏

香の大體について、わづかばかりお話いたしたいと思ひます、この香道と稱へますのは、まづ供香といふ佛の前に供へる香と、空香と稱へて室内を清淨にするとか、或は衣類甲冑等に炊き込むところの伽羅炷きと、それが進化して玩香即ちもてあそび香となつたもの、この三つを稱へるのであります。

この香といふものが日本で最初行はれましたのは、所謂供香といふもので、佛教の渡來と同時に赤栴檀などといふ香木が、一番早くはいつて參りました、赤栴檀で　聖德太子は室を淨められたといふやうな記錄が殘つて居りますが、その香木は沈香寺又は太子といふ館をつけて代々名香として傳はつて居ます。

とに角最初のうちは、供へのために香をつかつてゐましたが、その後いろ〳〵なことに伽羅炷を應用するやうになつて來ました、變つて香爐などにもだん〳〵變化が起つて來ましたが、その香爐の一番始めは、印度のアゴクゴロ瓜といふ、唐茄子のやうな形をしたもの、中子をくりぬいて、その中に泥を塗つて香を炷いたものださうであります、その後その上に衣類をかけるとか膏をのせるやうにして香を炷き込めましたが、その香爐がずつと後に至つて火取香爐となり、更にまたいろ〳〵な香爐が出來ました、香枕なんといふものもありますが、これは引出しがあつてその中に香爐を入れ伽羅を炊き込んだもので、枕のむかふへ置いて、髪を香枕へのつけるのです、それから抱香爐といふ、細長い器に伽羅を炷きこめて、下着と上着の間に抱いてゐる香爐もあります、よく饗に手を入れてゐる形の遊女の繪があるのは、この香爐を抱いてゐるのであります、また、袖香爐といつて龍燈のしかけにできたものや、床の間にかける釣香爐　それから佛法の方で使ふ、獅子と象の形をした香爐もあり、また神所などの御結婚の御用に使はれた香爐などさま〴〵にあります。

そんな風に供香と伽羅炷といふものは、ずつと古くから使はれて居りましたが、そのうちに何かこれで遊ぶことを始めにいといふので玩香をやり始めました、それが源氏物語などにもあります香合せ、薫物合せであります、香合せといふのは、まぜものゝない、一本木の香木を持ちよつて、その香木の薫が華やかであるとか、おつとりしたとか、或は幽玄であるとか味はひがいろ〳〵ありますが、その何れが優れてゐるかを判じて勝劣を爭ふのであります、それから進んではこれに歌をつくるとか、時をつくるとか、或は古歌をつけるとか時計管絃の一句といふ風なものをつけて、かいだ薫と考へ合せるのであります、それから薫物合せといふのは各種の香を組合せ、粉にして蜂蜜などで練りかためたもので、これにはいろ〳〵工風が加へられてあります。

さういふ風に宮中あたりでは、香合せ、薫物合せのやり方がだん〳〵傳はつて來たのでありますが、足利時代になつて、西三條實隆といふ人が、茶道とか華道とかのやうに、この香で遊びながら人を導いたらいゝだらうといふので、香道をはじめられました、それが御家流の流祖で、後醍醐流が出來ました、夫が今まで傳はつてゐる香のやり方であります。

それからだん〳〵と進んで、いろんな組香のやり方が出來て參りました源平に別れて聞き方の功を爭ふとか、源氏香、鹿馬香などゝいふものが澤山に出來ましたが、これは要するに、香の本體に行く方便であります、その組香は時代からいひますと、始め頃十種、中頃に十種、新らしく組みましたのが十種、都合三十種あつてその有名なものは、源氏香、鹿馬香、三夕香、住吉香、宇治香、薫香などでありますが、そのやり方は例へば住吉香は「君が代の久しかるべきためしには敷てぞゝゑし住吉の松一といふ古歌を五つにわけ、五種の香をこれを組合せて一つの組をつくるとか、郭公の初音を聞くといふので、「きくたびに珍らしければ郭公いつもはつねの心地こそすれ」といふ古歌によつてやるといふやうな風に、いろんな組香がだん〳〵出來て參りました、後になつて名人と名づけられたものは、必ず新案の組香をつくるといふやうになつて、いろ〳〵なやり方がありますが、その三十種は昔からきめた面白い組方のものであります。

それから香木につきましては、我國には、何時の時代から今ある七種をよせたのか知りませぬが、最初は二種か三種であつたのが、だん〳〵殖えて參りました、その中にはいろんな香がありましたが、匂の最も勝れたものを七種選んでそれを六國七種と申してあります、それは古伽羅、羅國、眞奈靈、眞奈伽、佐曾羅、寸門多羅、新伽羅の七種で、これは各々特有の匂があつて、伽羅は辛い、羅國は甘い、眞奈靈は酸い、眞奈伽は無味、佐曾羅は鹹辛い、寸門多羅は苦いといふ風にいはれて居ります。

それからこの香の名は大方國の名からきたものでありまして、伽羅は印度西方の國名、羅國は邏羅國の名、眞奈靈は印度の東の方の地名マラバルの訛、眞奈伽は南洋のマラッカ、寸門多羅はスモンダラの訛といひ、佐曾羅などもさういふやうなところから任意につけてしまつたといひます、ところがこれ等の名香を所持してゐた人たちが、たゞ伽羅たら伽羅といふんでは面白くないといふのでいろんな名を選ひ〳〵につけたのであります、しかし原名はやはりこの七種でありますがその香の名のつけ方にはいろ〳〵據り所がありまして、非常に華やかな匂がするといふことで御池の慶とつけたり、淡黒なんといふ色でついた名もあれば、身體といふのは楊貴妃の椅子であつたなどいひます、又伊達家の芝舟、細川家の白菊、小堀家の初音、宮中の藤袴は一流の名香と申してあるもので、これは伊達正宗の時代、大變た伽羅を、舟でもつて來たものを、その時分勢力ある大名が四つにきつて分配したから一木四名の名香と稱へて居ります、その當時は香が大變流行したもので、自然自分の方に名香をとらうといふやうな事から爭ひがおこり、遂にはそのため切腹したものさへあつたといふやうなこともありました、從つて香木といふものは、しきりに各國から輸入されて來ましたため、宮中の女官とか大名の奥女中とかいふものは、よるとさはると香合せをして、私はあなたより大變大きい香木をもつてゐるなどゝ、それをば自慢にしたといふ有樣でありました。

西三條實隆がつくり出した香の流派といふものが、私の傳古した御家流と申すものであります、それから志野宗信が志野流、米川常伯が米川流、大江某が大江流といふやうに、いろんな派が分れて居りますが、これは組香がいくらか變つて居るといふ位なことで、そのやり方には大して差はありませぬ。

それから有名な關寄特は、そのもとは古伽羅でありまして、これは聖武天皇の御代に百濟から來たもので、東大寺の所有となつた名木でありますが、宮中の御物になるときに、東大寺の三字をかくして關寄特といふ名をつけたと傳へられて居ますが眞意は一寸わかり兼ねます、そういふ具合に、香道が流行つて參りましたが、殊に志野流が江戸で非常に流行いたしましたのは、志野宗信といふ人が、德川幕府が江戸へ移る場合に一所に參りまして、盛んに大名などに傳へたからであります、それですから立派な道具などは今まで大名のうちへ殘つてゐました、その頃は大名の全盛の頃でありましたから、自然華やかな立派なものが志野流に多いのであります、一方御家流は重に公卿の方に傳へられてゐましたが、京都がその時分不自由な時代でありましたため自然質素であります、が實際には使ひいゝやうなものが出來て居ります、とに角香の薫りによつて心を淸め、無我の境地に入るのが香道の眼目であります。（女實記者）

寫眞は都筑氏が自ら聞香の作法を示されてゐるところ。

伽羅を焚く夕

田中先生の「昔の佛教學校の話」の御講演を伺つて、昔の人の行儀作法の正しかつたことを、つく〴〵と感じ入りました。

それから續いて、香道の大家都筑幸哉氏が上掲のやうな御話と香合せの實演をやつて下さいました。生れて初めてかいだ古伽羅や、羅國の香り、その優にやさしい手振作法は、追はれるやうな現代生活をどんなにのびやかに、平和に、且つは幽玄にしてくれたのでせう。——國醇會十一月のあつまり、出席者、高村光雲翁、石渡博士吉川、鏑木、鰐淵三醫伯、高須、灰野、籔崎石川の諸氏、內藏伸氏木紙の田中先生、山川主筆等、併せて十四名かくて、伽羅を焚く夕の集りは、盛會だつたことを御報告しませう。

長門紀行

（十一頁のつゞき）

一、固有の美風を發揮し、協同一致の精神を貫くべし。

一、公德を守り推讓を重んじ、共存同榮の實を擧ぐべし。

一、勤儉力行、以ッて文化生活を進め、大に社會奉仕に努むべし。

一、世界の進運に鑑み、銳意內容の充實を期し、本市の使命を完ふすべし。

△▽

「將來どうか惡化しないように立派な模範都市を造り上げたいと思ひますが」と市長さんは謙遜して云はれました、それが御家流の流祖で、後醍醐流が出來ました、夫が今まで傳はつてゐる香のやり方であります。

それからだん〳〵と進んで、いろんな組香のやり方が出來て參りました源平に別れて聞き方の功を爭ふとか、源氏香、鹿馬香などゝいふものが澤山に出來ましたが、これは要するに、香の本體に行く方便であります、その組香は時代からいひますと、始め頃十種、中頃に十種、新らしく組みましたのが十種、都合三十種あつてその有名なものは、源氏香、鹿馬香、三夕香、住吉香、宇治香、薫香などでありますが、そのやり方は例へば住吉香は「君が代の久しかるべきためしには敷てぞゝゑし住吉の松一といふ古歌を五つにわけ、五種の香をこれを組合せて一つの組をつくるとか、郭公の初音を聞くといふので、「きくたびに珍らしければ郭公いつもはつねの心地こそすれ」といふ古歌によつてやるといふやうな風に、いろんな組香がだん〳〵出來て參りました、後になつて名人と名づけられたものは、必ず新案の組香をつくるといふやうになつて、いろ〳〵なやり方がありますが、その三十種は昔からきめた面白い組方のものであります。

それから香木につきましては、我國には、何時の時代から今ある七種をよせたのか知りませぬが、最初は二種か三種であつたのが、だん〳〵殖えて參りました、その中にはいろんな香がありましたが、匂の最も勝れたものを七種選んでそれを六國七種と申してあります、それは古伽羅、羅國、眞奈靈、眞奈伽、佐曾羅、寸門多羅、新伽羅の七種で、これは各々特有の匂があつて、伽羅は辛い、羅國は甘い、眞奈靈は酸い、眞奈伽は無味、佐曾羅は鹹辛い、寸門多羅は苦いといふ風にいはれて居ります。

それからこの香の名は大方國の名からきたものでありまして、伽羅は印度西方の國名、羅國は邏羅國の名、眞奈靈は印度の東の方の地名マラバルの訛、眞奈伽は南洋のマラッカ、寸門多羅はスモンダラの訛といひ、佐曾羅などもさういふやうなところから任意につけてしまつたといひます、ところがこれ等の名香を所持してゐた人たちが、たゞ伽羅たら伽羅といふんでは面白くないといふのでいろんな名を選ひ〳〵につけたのであります、しかし原名はやはりこの七種でありますがその香の名のつけ方にはいろ〳〵據り所がありまして、非常に華やかな匂がするといふことで御池の慶とつけたり、淡黒なんといふ色でついた名もあれば、身體といふのは楊貴妃の椅子であつたなどいひます、又伊達家の芝舟、細川家の白菊、小堀家の初音、宮中の藤袴は一流の名香と申してあるもので、これは伊達正宗の時代、大變た伽羅を、舟でもつて來たものを、その時分勢力ある大名が四つにきつて分配したから一木四名の名香と稱へて居ります、その當時は香が大變流行したもので、自然自分の方に名香をとらうといふやうな事から爭ひがおこり、遂にはそのため切腹したものさへあつたといふやうなこともありました、從つて香木といふものは、しきりに各國から輸入されて來ましたため、宮中の女官とか大名の奥女中とかいふものは、よるとさはると香合せをして、私はあなたより大變大きい香木をもつてゐるなどゝ、それをば自慢にしたといふ有樣でありました。

西三條實隆がつくり出した香の流派といふものが、私の傳古した御家流と申すものであります、それから志野宗信が志野流、米川常伯が米川流、大江某が大江流といふやうに、いろんな派が分れて居りますが、これは組香がいくらか變つて居るといふ位なことで、そのやり方には大して差はありませぬ。

それから有名な關寄特は、そのもとは古伽羅でありまして、これは聖武天皇の御代に百濟から來たもので、東大寺の所有となつた名木でありますが、宮中の御物になるときに、東大寺の三字をかくして關寄特といふ名をつけたと傳へられて居ますが眞意は一寸わかり兼ねます、そういふ具合に、香道が流行つて參りましたが、殊に志野流が江戸で非常に流行いたしましたのは、志野宗信といふ人が、德川幕府が江戸へ移る場合に一所に參りまして、盛んに大名などに傳へたからであります、それですから立派な道具などは今まで大名のうちへ殘つてゐました、その頃は大名の全盛の頃でありましたから、自然華やかな立派なものが志野流に多いのであります、一方御家流は重に公卿の方に傳へられてゐましたが、京都がその時分不自由な時代でありましたため自然質素であります、が實際には使ひいゝやうなものが出來て居ります、とに角香の薫りによつて心を淸め、無我の境地に入るのが香道の眼目であります。（女實記者）

寫眞は都筑氏が自ら聞香の作法を示されてゐるところ。

心如工畫師

杵太郎

本田穆堂畫

河内、和泉の平原の中へ、遠山の先だちのやうに、小さな起伏を見せてゐる玉手山、樹木は鬱蒼して自然のとりでをなしてゐる、その谷間の處へ、一人の武者修行らしいのが來かかつた。

「もう日がくれるかな、冬だが日中をあるいたので喉がかはくわい、水がほしいけれども谷水は考へものだて、何か無いかな、オ、柿がなつてゐる、なるほど柿が自然になつてゐる、此邊の柿は色澤がよく紅色が深い、「中々甘いぞ、だが、どこか休むところはあるまいかな、」

ハテナ、あれは何だらう。

武士が谷間をのぞき込んだのに無理はない、谷間の水の流れてゐる岩の一部に洞窟がある、武士は道から下りて見た、洞の大きさは間口二間ほど高さも一間半ある、中へはいると、左の方へ小穴になつて闇い、武士はその穴をのぞいて見た、そして中から何か引き出した。出て來たのはむしろであつた。

「ハヽ、誰か住んでゐたと見へるな丁度よい少し休んで行こう、

かういつて、編みがさをとつた所を見ると、やせ形の色の青い顔がぐつと出ばつてゐるのが、前から見ると顔が四角に見へる。これで武者修行をしてゐるのかと思はれるほど、きやしやな風である。

膝を引きのばして、そこへあぐらを組んで見ると、腹はよし、くたびれたものか居ねむりを始めた、そのうちにいつか横になつて睡つてしまつた。

人間はねむつてしまつた、日はその間まつてゐないいつかくれてしまつた。

夜になると急に寒くなつた、身にしみたと見へてフト眼を醒した、と同時に誰やら人が來るらしいのに氣がついた、と思ふと、武士にけつまづいた、アットいふと雨仆しに仆れた

「誰だ」

「誰だ」

と兩方でさけんだ。

一體、人は不意に他人と鬪やみなどで遭遇するとキツト誰だと咎める、けれど果して、他を詰問する資格が自身にあるかと反省して見たら恥かしくないものはあるまい、本來なら私は誰々であるが、あなたはどなたときくのが當然なのであるが、卒然として誰だと咎める。

相方咎めたものゝしばらくは互に默して樣子を見てゐるらしい。

「此の家へ默つてはいつたのは何者だ、

といはれて、武士は氣がついた、やうやく不覺にも睡つてしまつたのを思ひ出した、そしてこゝは人の家だつたのか、それにしても戸も無い家が、

「いや待たれい、それがしは修行者でござるが、行きくれて此洞穴を見つけて休息中、思はず一睡したのであるが、御殿の御邸とは心得なかつた、無斷に入り込んだは拙者の不調法ではあるが、どなたも御出でがなかつたのでござれば許されたい、

「イヤ、左樣でござるか、戸じまりも致さぬ拙宅の事でござれば入り込まるゝに不審は無いが、貴殿はいづれよりいづれへ遊らるゝか

「それがしは、浪々の身でござるが各所行脚して旅してをります、姓は表田名は五三郎、」

「イヤ、某も浪々の身、藥地次太と申すもの、

武士は相身互と昔からいふてゐる互に武士だと思ふとすぐに打ちとけて許しあふ氣もちは凡ての生あるものゝ本性が醉致した習慣である、猫は猿を戀し鹿は鹿を逐ひかける、いくらやさしくても現にむかつて孔雀は戀を感じない、現代でも、同じ學校の卒業生は互にいもづるに引きあふ、義理を省ない。

今武士だと名のる二人の相許しあつた會話は、人間の美點と人間の缺點とをあらはしたものだ、しかも同類と思ふ前提點だけでもつて凡ての缺點を見出だすことが出來ないで濟じあつてしまつたらしい。彼は今閻中に坐してゐる、互に何も知らない、晉點のみで應答してゐるのである。これが今日であつたならマヂでも出すところであらうが、その時分そんなものは無い。そればかりでは無い彼時は、自分の家といふお邸といふ、實はこれたゞ一の岩屋の自然洞穴である、これ又一の前提點點にすぎない、

「御主人、燈はござらぬか、それがし燧石は持參してをるが、

「いや、闇中相知らず物語るこそ風流ではござるまいか、某今日まで、此處にすむこと六年、未だ燈を用ゐたことはござらぬ、

「ハテ、六年茲に、住まはれたとあれば、前後途にまよはるゝ事もあるまいが、某は勝手にまどふ、且又猛獸の恐れもあらうが、甚だ不用心に息むことも出來まい、困つたことでござるな、燈をゆるされまいか、

「それほどの御都合ならば是非ない、火繩がござるゆゑ、それを進ぜよう、

と手さぐりに繩を出したらしい、第一の武士はその坐から、燧石をすつた、そして火繩に火を點じた、そして、それを前にかざして相手の顏を見るとともに、

「アット

いつたとともに、

「己れ妖怪。

とさけんだ、

叫んだに無理は無い、相手の顏は眞黃色で三角に尖つてゐる、これはかねて牛若丸が山であつた烏天狗だと思はれた。

「さいな、汝こそ妖怪、

と二人がつかみあつた、火繩はきえてしまつた、二人は組んづ、ほぐれつ果しなく、互に己れ、こいつといふが、一人の腦は、今までとちがつて腦がちがつてゐる、己れといふのがおほれともきこへる、おおれとも聞こへる、その音が何かの怪物の腦にも似てゐる。

二人は組合つたまゝ、谷合へおちこんでしまつた、

玉手山は樹だちこそ、うつそうしてゐるけれども澁山には無い、その山の麓に小さな地藏堂がある、庵主の老僧といふよりはたゞの堂守である、ねむれぬ夜ではある、茶でものもうか、水が無いので、知つた道を提ちんつけて、水くみに來たゝ見れば二人の男が組あつたまゝ氣絶してゐる、驚いたが、さすが年よりであるだけ、度胸がすわつてゐる、

「ヤア、お互にお怪我も無いやうだが、どういふ曲事なのですか、御話し下されませんか、

一方の鼻の無い武士の語はさゝとりにくい、が、

「いや、御存知かしらぬがあの洞穴は、拙者の住居にしてをつたところ、只今閻れば何ものか拙者の住居にはいり込んでをるものがありましたが、それを咎めて見れば行きくれた武士との事、話しあつてゐるうち燈をつけやうと火を點じた、はツと思ふうちに化物と先をこされて、こちらも化物と感じて同じく化物とどなつて組合つてしまいました、

なるほど、相手の顏は髭黑のうへに、一人やすんでゐるうち土まみれになつてよごれてゐるので間違ふにも無理はない、が、考へれば考へるほど不審に首をかたむけてゐるのは、今いふてゐる男の顏のまん中に鼻が無いのは分つてゐるが、どうして烏天狗のやうな顏を見たのか、それなればこそ化物とよんだのだか、今更おもへは無の處でもありと

「イヤ、まことに申わけない、だが火を點じた瞬間にそれがしは愚鈍なものである、人間の相互の理解は完く智慧なのだ今二人は何となく形でこそ憑みあつてゐるが、相擬とつた間に親しみの情がわいてゐるのだ、そこへ老僧の惠み、自然感謝、人間が人間と相とけあふ温かみが生じて來て、今までの爭ひもうすらいだまゝついて往く。

少し小高くなつたところの草堂にはいつた。一間はほんの八疊位しかない、三方に坐つて互に顏を見あつた。

妖怪と思つたに無理は無い、第二の武士は顏のまんなかの鼻が無いのである、一方の武士は別段かはつては居ないが、幾日かかみそりをつかはないと見えて隈ひげが生えてゐたのが夜分で濃厚に見える、

三人鼎座して、老僧は甲斐がひしく、茶をわかしてすゝめながら

「まア、お互にお怪我も無いやうだが、どういふ曲事なのですか、御話し下されませんか、

一方の鼻の無い武士の語はさゝとりにくい、が、

「いや、御存知かしらぬがあの洞穴は、拙者の住居にしてをつたところ、只今閻れば何ものか拙者の住居にはいり込んでをるものがありましたが、それを咎めて見れば行きくれた武士との事、話しあつてゐるうち燈をつけやうと火を點じた、はツと思ふうちに化物と先をこされて、こちらも化物と感じて同じく化物とどなつて組合つてしまいました、

なるほど、相手の顏は髭黑のうへに、一人やすんでゐるうち土まみれになつてよごれてゐるので間違ふにも無理はない、が、考へれば考へるほど不審に首をかたむけてゐるのは、今いふてゐる男の顏のまん中に鼻が無いのは分つてゐるが、どうして烏天狗のやうな顏を見たのか、それなればこそ化物とよんだのだか、今更おもへは無の處でもありと

「イヤ、まことに申わけない、だが火を點じた瞬間にそれがしは愚鈍なものである、人間の相互の理解は完く智慧なのだ今二人は何となく形でこそ憑みあつてゐるが、相擬とつた間に親しみの情がわいてゐるのだ、そこへ老僧の惠み、自然感謝、人間が人間と相とけあふ温かみが生じて來て、今までの爭ひもうすらいだまゝついて往く。

少し小高くなつたところの草堂にはいつた。一間はほんの八疊位しかない、三方に坐つて互に顏を見あつた。

妖怪と思つたに無理は無い、第二の武士は顏のまんなかの鼻が無いのである、一方の武士は別段かはつては居ないが、幾日かかみそりをつかはないと見えて隈ひげが生えてゐたのが夜分で濃厚に見える、

三人鼎座して、老僧は甲斐がひしく、茶をわかしてすゝめながら

のおもみだけでもやつと歩いてゐるでな、もし歩けぬなら人をよんで來るからそれまで待たれるか、

「イヤ歩ける、だが妖怪、

「ナニ妖怪、

「嚮導はあとになさつてな、マヽ、御出なされ、

と先きに立つて行く、武士たちは腰をまげながら老僧について行く、互に妖怪では無いことは承認してゐる、それは、二人とも組合つた間に自然に人間と人間との接觸で、說明はなくとも理解してしまつてゐるのだ、一切のものは說明はいらないことである、說明は智識である、智識を以てせずとも人間には智慧がある、智慧はただ一評の譬見でも適當に相接すれば理解されるものである、人間の相互の理解は完く智慧なのだ今二人は何となく形でこそ憑みあつてゐるが、相擬とつた間に親しみの情がわいてゐるのだ、そこへ老僧の惠み、自然感謝、人間が人間と相とけあふ温かみが生じて來て、今までの爭ひもうすらいだまゝついて往く。

少し小高くなつたところの草堂にはいつた。一間はほんの八疊位しかない、三方に坐つて互に顏を見あつた。

妖怪と思つたに無理は無い、第二の武士は顏のまんなかの鼻が無いのである、一方の武士は別段かはつては居ないが、幾日かかみそりをつかはないと見えて隈ひげが生えてゐたのが夜分で濃厚に見える、

三人鼎座して、老僧は甲斐がひしく、茶をわかしてすゝめながら

「まア、お互にお怪我も無いやうだが、どういふ曲事なのですか、御話し下されませんか、

一方の鼻の無い武士の語はさゝとりにくい、が、

「いや、御存知かしらぬがあの洞穴は、拙者の住居にしてをつたところ、只今閻れば何ものか拙者の住居にはいり込んでをるものがありましたが、それを咎めて見れば行きくれた武士との事、話しあつてゐるうち燈をつけやうと火を點じた、はツと思ふうちに化物と先をこされて、こちらも化物と感じて同じく化物とどなつて組合つてしまいました、

なるほど、相手の顏は髭黑のうへに、一人やすんでゐるうち土まみれになつてよごれてゐるので間違ふにも無理はない、が、考へれば考へるほど不審に首をかたむけてゐるのは、今いふてゐる男の顏のまん中に鼻が無いのは分つてゐるが、どうして烏天狗のやうな顏を見たのか、それなればこそ化物とよんだのだか、今更おもへは無の處でもありと

「イヤ、まことに申わけない、だが火を點じた瞬間にそれがしは愚鈍な

ほど高さも一間半ある、中へはいると、左の方へ小穴になつて闇い、武士はその穴をのぞいて見た、そして中から何か引き出した。出て來たのはむしろであつた。

「ハ、、誰か住んでゐたと見へるな丁度よい少し休んで行こう、」

かういつて、鋼みがさをとつた所を見ると、やせ形の色の青い顏がぐつと出ばつてゐるのが、前から見ると鋼が四角に見へる。これでも武者修行をしてゐるのかと思はれるほど、きやしやな風である。

蘿引きのばして、そこへあぐらを組んで見ると、腹はよし、くたびれたものか居ねむりを始めた、そのうちにいつか熟になつて睡つてしまつた。

人間はねむつてしまつた、日はその間まつてゐないつかくれてしまつた。

夜になると急に寒くなつた、身にしみたと見へてフト眼を醒した、と同時に誰やら人が來るらしいのに氣がついた、と思ふと、武士にけつまづいたとともに、

「アツ」

いつたとともに、

「己れ妖怪。」

とさけんだ、

叫んだに無理は無い、相手の顏は眞黄色で三角に尖つてゐる、これはかねて牛若丸が山であつた鳥天狗だと思はれた。

「さいふ、汝こそ妖怪、」

と二人がつかみあつた。火繩はきえてしまつた、二人は組んづ、ほぐれつ果しなく、互に己れ、こいつといふが、一人の聲は、今までとちがが、

「いや待たれい、それがしは修行者でござるが、行きくれて此洞穴を見つけて休息中、思はず一睡したのであるが、貴殿の御邸とは心得なかつた、無斷に入り込んだは拙者の不調法ではあるが、どなたも御出でがなかつたのでござれば許されたい、」

「イヤ、左樣でござるか、戸じまりも致さぬ拙宅の事でござれば、入り込まるゝに不審は無いが、貴殿はいづれよりいづれへ遊らるゝか」

「それがしは、浪々の身でござるが各所行脚して旅してをります、姓は表田名は五三郎、」

「イヤ、某も浪々の身、栗地灰太と申すもの。」

武士は相身互と昔からいふてゐる互に武士だと思ふとすぐに打ちとけて許しあふ氣もちは凡ての生あるものゝ本性が動かぬ致した習慣である、猿は猿を戀し鹿は鹿を逐ひかける、いくらやさしくても鬼にむかつて孔雀は愛を感じない、現代でも、同じ學且又猛獸の恐れもあらうが、甚だ不用心に息むことも出來まい、因つたことでござるな、暇をゆるされまいか、

「それほどの御都合ならば是非ない、火繩がござるゆゑ、それを進ぜよう、」

と手さぐりに繩を出したらしい、第一の武士はその坐から、燧石をすつた、そして火繩に火を點じた。そして、それを前にかざして相手の顏を見るとともに、

る、汲んだ水を口にして、背をたゝいたり呼んだりした。

二人は氣がついた、未だぼんやりしてゐる、

「各方、どうなさつたか、いさかいはいさかいとして鬼にかく堂まで御出でなされい、」

「いやかたじけない、」

「いや、

「あるけるかな、肩を貸してあげたいが、年よりでな、自分のからだ

東京帝國大學山上標樹斷面圖
（大正十一年生齢二百九十六年九月一日標）

樹齢と史的非現樹ノ中心ヨリノ自然指標）

寛永十一年（1764）伊豆大島噴火
安永六年（1777）伊豆大島噴火
安永八年（1779）淺間山噴火
天明三年（1783）淺間山噴火
寛政元年（1789）全國大飢饉
享和元年（1801）岩木山噴火
天保八年（1837）ペルリ來航
嘉永六年（1853）江戸大地震
安政二年（1855）

大正十二年（1923）關東大地震
明治三十七年（1904）日露戰爭
明治二十七年（1894）日清戰爭
明治二十二年（1889）憲法發布
明治元年（1868）新政ノ發端
安政三年（1856）蕃書調所設置（大學）

の未知の人富山新孝六吉ぎ
壮若山湖を後の行と遊辞を随到的な未備や
の奉川に就も全の誤りを正し来る。即ち左に収めおく

黄若孝土八三頁に奉川ありて之れその補記述
八百梅守先に有る文人大田負一長かや玉民
報に載せられる文中もの先につき記述即ち
ん遊ぶる愚考する。
高梁川を指すを存し畑奉四高北
通じ且詩張の文人常春の手あとまくる
高梁川（備中松山の大河なり浅に郎ち海と
入り右尾村を過の地もの名を誤る
こと勿のこと）小後来奉川の雅秋あ

十二行

る指と首を砕く考証をなす
高梁川の上流備中松山の人池上誼三氏へ
贈遊候云のつ人
先備とするも今小故人）小郷を奉川と称
しる例有をもハシバミとよむ故ハシ」を採てかく申しる
もん毎と孔と
物証を抱きいる
つて愚考そ
南地を其家
山湖家書の新面（細字七線五首并
こ小引を記す）を

是に拠れば秦川の高梁川と名を改むるは後の事にて候、又都窓前と南地山陽行程と別紙の拍子戯書の時の峰もいづれも詩壇の先輩にて候比約あり高梁に泊するまで一日と二の夜とを費し候義と存じ候、猶委しくは後便に申上候、

一七五頁末三行「三山雪片上の富脱しとなるまで」片上より東約十里海辺の石駅とて海を心とするまで

十二行

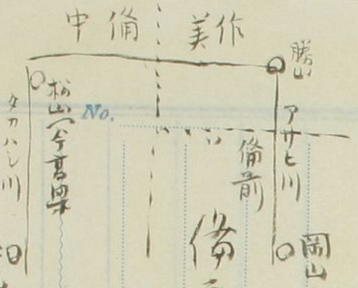

山当舟泊
溯秦水
七絶四首別記次に
下瞰水

七絶一首　次に

歳己卯秋客於備中松山留旬餘遂北行出作州
芳洲典余同船松山留旬餘遂北行出作州
下瞰水石壁云々

山陽外史

（伊陳ノ松山ト呼ベル高梁ノ城ハ高キ丘ノ上ニアリ麓ヨリ登ルコト甚ダ難シ）瞰水ハ美作ト
芳ノ備前ト大ノ岡山市ヲ貫ク旭川ノ云ヘル山陽ノ長尾ヲ言ヒ
高梁ノ上ヲ東北行シテ作ヲ出ヅル旭川ノ下リ岡山ヲ出ヅルヲ
己卯ノ年松山客中ノ作ナリ七絶モ曾テ見ルコトアリ

秦川舟中作　坂士　九峰
小町塚邊回棹遊。一灘紅藝老眸脂。
秋風無限愚中想。似讃美人花色詞。
小町塚　早田　玄洞
一堆青塚古津東。紅藝花殘夕照空。
千載秦川鳴咽去。幕霞依舊恨秋風。
九峰博士見示秦川舟中作。措辭婉約、情韻雙絶、不堪艶羨、此日余適有事赴於河邊驛、此地距小町塚不遠、車中吉吟得此一首、所謂佛頭塗糞者、多罪無極。
玄洞識

山陽柳壇

○此の坊間に二書を得今左に其の梗概を録す

一書畫跋　二冊

弇州王元美の書畫の鑑識に長ずる事時流晃と為す其の題跋世に重んぜられ亦流俗のあつらへ鑑定を拒絶の筆勢の如く原本の筆意を得て弇州の神髄を窺ふ事を得ず弇州の題跋の外に其の門客の筆記弇州代筆の題跋の類かくの如き北書名目一ならず例言のあり支那の書畫を用研究する大切の書なれども稀覯の書なれども綴輯の法宜しからざるものあり今北書を

なくことを久しくして手に入れ得る紙墨の佳なるものを擇び精写して花を中心とし之を淳

一雑人懐日記　五本合一冊

北書心徳三年大阪治政の初より二月迄の間の政務に関する者を輯めたる者にて当時の流行を知るの一助なるべし

一永代記　一冊

国立国会図書館蔵書

○村山雪浦辺松門先の旧筆甲書自漫一幅を獲し
来り示さる、八方の画筆に明る稀れなる前年宇稲
田大の会にも書画をあつめて陳列せしに折も無跡と
断し得るもの二三も候のおそらく此の幅の
画筆ならんと云えなり、

昏れ尾うの花きうそもこよ迄きれも
あしうの尾もよ迄もらひこ候ことハ方のみ
志も取候るものく不思やる、いて左き牡歌
一しも吟して御いけたゞます

おもあこと礼とつかるくもはき時くう
三つ四つみの里つうの世や

千寿庵
第弟頓首　七十二翁

○○

譬ハ妻人寄そうもあの風流すり撰いれの如く
先輩しう、お撰を元禄時代四人の脱句列を
用ひう、楽まる修つたゞの子の俤をうん歎

○近隣図之二三を採す

一 横濱居留地図　一枚
一 築地居留地図　一枚

二書共に校行、前者は慶応年間の図にして洋字を交ゆ、後者の改正新版なり、両者の図を得ること甚だ難し、当本は従つて甚だ珍とするに足る

一 平戸記　六冊

旺文社文庫本

記数の部の二に属す、著者の記事を集めたるの如く記す

平戸記　寛本　十巻　平経高卿

民部卿任官の記事より民部卿の廃官を

を戸部とのみを以て平戸記と名づく、四條流の祖在二年正月より後嵯峨院の寛元三年十二月までのものを記す

一 素園石譜　二冊

日本の内本そ

北書原刻本頗る稀覯に属す、近年国本叢刊会より上梓せり、復刻を必ずしも貴ばざるも本三巻と雖く、或は此一冊殿版の全部に勝ること数等未詳なり

一 綾錦　三冊

沽涼の撰に係る俚諺百首一巻、俚人の系譜を掲げ終に俚二巻句を終る俚

冬の墨跡を収む、刊年を載せざると序
、享保の年號を書し、刊年を記すると同時推すべし

一 素書輸送 一冊
つらつら按ずるに
ものなり

一 去原惡の道 一冊
抄出複製本なり
原本南葵文庫に蔵す、頗る稀覯
のもの、終に古原の風俗を
写伝紙数廿一丁、毎頁二行ごとに
る図二十を収め、毎図郭内の上部に
一線を劃し、其中に亟あの紋章一丁ごとに

六個総計する二十を記す、図の上部に
形の曲線を劃し、また原本を
刷紙年代を延寶六年とあり

十二月十日迄

一 住吉家能定折紙太帳 一冊
北台帳住吉家の原書なり図美濃紙四折
二号投許のものなり天和二年七月より始め
り明治九年に終る、毎日を一紙も剰さず
住吉内記廣行を未だ廣慶と称する、註名
家の伝記なり鉛筆にて其の墓と指
一松平靜山成峰風卿共他註名家の折

紙多く略割印を捺すを例とす
筆跡もおのおの之に就て見るべし　折紙
墨帖の標本として珍重に入る

一酔中日五論　一冊

書文政十年流家版に附したるものも
日本橋檜物町会不屋銘菊沖森兵
衛の印捺と係る、善書の而著者歿
せし後の頒布書賈なるの漢書
切もの也犯例の中風を療
ぬことを論じたるものを称も
し

十二行

一令甲墨史　二冊

官府施行法令古社寺等の係古印
を収めたるものにして模刻もまた甚
精也、或は集古十種の摸印を用ひて
別と此の譜を作りたるか、今対照の暇
あらず然れども甚だ多く此の巻印伊勢
の某氏の心ざしを以て京都に於て其の印を
彫刻せしめ、若干の譜を作りたること
信り受け、其の後十年の摸印と合刻
あると雖も其の係古印と云ふ
係古印と云ふ

十二月十日記

一 孫可之全集 落葉 一冊

唐孫可之全集四巻 蕭秉弘庵の旧
所有する本也

○頼山陽の関蕉夷意の為に作る詩書一巻
の巻末に出づ、按ずるに山陽傳猶古狭く
余の目に觸るゝこと多し、今初めて之れを見る、つ
いで、巻端に小井の題字あり、子成の詩五六首而
して二枚共に子成の書なり、末に廣海と伺看(まゝ)との心
ある巻尾に杏坪の詩と云じし
書きたるもの也、巻尾に春華の手併後福山田を
十二行

新七年の冬、えんと就て兄を長安(京)に訪ふ、兄
のこの年、君を(の)山陽に従ひて廣海に遊ぶ、
の日、舶載の蕭振行李を獲ずと東移
幸に南征漁夫の鈎を得ずといふ、巻首小井の題字も漫ぬ
ならん、李の外亡び、杏三洲三宅を補ひ山陽の
北堂を書き、以て天保庚寅子成五十
一歳の時を叙す、故に功書書もて光顧を乞る
君達の山陽晩年の時愛
僕武に従ひしものゝ一人
也、君達の子成績ふ
北堂を余が随筆山陽と合へし
命を受けの日記の
初巻も亦た
十二月十二日記

○日書肆松雲堂来、北潟日向二巻を寄せ来る、此書曾庵未あ井息軒兵燹を民家に避け日々の見ものを録する所なる抄許の漢文なり、原稿い今も其民家に在りしかば（ママ）さぞといふ息軒の息六太郎騰本を得、上海に印槧し、日々の記事頗る奮曲淋漓たる、巻首に息為余記あり、巻末に跋を掲ぐる左のごとし

慶応丁卯、余年六十九、衰癃日至、乃上書乞致仕、時海内漸多事、久不報、明年二月十七日始得允、越五日後巻不戒火、延及余廬、乃嵩於四君伊東氏之邸、既而徙東之師興、都下騒然、鎮家村高橋子善與余有舊、三月十二日遣其子吉甫及二弟攻長来迎、明日遂避地於鎮家村高子善別室、其巻曰花井、在秩父河之北、水田数十頃、金距府三里、室面北書息軒の逸文而手維新位徳の際のごとく渕然、幸維新位徳の際のごとく渕然、幸而存焉、珠玉ともいふべし、

十二月十三日記

○山陽写西有詩書巻摸本、其大霊前と録す、尚閑に乗じ把玩更に一二を追補す、巻頭題字小井心斎為めに乃眷西の三字を揮ふ、左の識あり

小井先生所蔵西の三字を揮ふ乃眷の鉄撥痕存す一字関

君成結詩余補也之云不ㇾ粧粧女前ニ請ス
長崎
地の題字の乃眷とあるハ誤ニ似たり山陽の帰省を送るの詩ニ小弁尼時ニ年九歳ニつゐてみるに山陽の記実の誤ニ混すべきにあらず山陽の北遊ニ小弁の従ハざる証ハ此巻ニ収めてある詩ニ明かなり小弁の題後ニ左の如くある
舟送子成帰省既三四月矣子成十二
余亦一年未ㇾ見生母(実ハ継母)戎(回)ㇾ舟
六月廿書ㇾ此(瀬海路)
山陽の画の一ハ帆檣林立蓋ㇾ兵庫ニ繋ㇾ舟ニ一船数人
を載て回ㇾ首ㇾ即ち舟尾ニ向ㇾ岸ㇾ者尼ニ向ㇾ岸ㇾ者ニ
ハる山陽の題後ニ云く
是日送ㇾ君小弁受ㇾ肥大州牛世弥雅之
頻ニ抗獨余也雅ニ絶欽嘆君達記ㇾ幹
之助欲ㇾ各々賦ㇾ而不ㇾ得為一掾ニ擬凍編
也
山陽題人
舟中の人を祝くハ言ふ勿れ
山陽室津ニ舟未ㇾ開ㇾ回君達上ㇾ此神ニ祝の詩
ニ後ニ左の小品題ㇾ後を録ㇾ之
余題名于初ㇾ回庚寅六月十二日ニ頼裏
関章同来飲酒于庫豹虬龍ニ留
看夕陽帰帆久之

北海の次に一回あるもの即ち
るもの

毎甲乙丙丁剣山有懐故栞栗山先生
ハ去ル春ヲ以て次の四絶句ヲ賜ハル
ル二浸り墨痕散乱ヲ存ス巻末
古詩の後ニ而書施リ之ニ交渉ヲ
園巻山陽の已酉ヲ先輩ニ
ヲ頃の化時ヲ
の時夜浅草ヲ散策浅ヲ
嫁ス

一三身大福帳

北書元禄刊行

七冊

十二月十三日再読

十二行

この巻ヲ書ヲ
巻末ニ来北栞の
十四ヲ嫁ス

六冊

一問経堂印譜

一集ヲ三集ニ到ル各二冊 包桂生子冊
の篆刻ヲ有ル 風雪軒 酒の
文ヲ注ス 魯心の刻少カラズ 巻首元
和張度辰の序アリ 款花の印譜中
ニ加ヘテ可ヲ

十二月書記

〇十二月十五日ヨリ同十八日迄ニ書ヲ遣ス四
五ヲ得ル

一裝束要鈔　一冊
正徳年間壺井義知ノ著ス不ル
多ク流布ス、但此本著者家蔵
本ヲ以テ記ス、又能横補注ヲ施ス
珠ト云ヘシ

一芦屋ノ釜ノ図ヲ附ル芦屋ノ釜ノ図ヲ附ル
土佐家ニ伝ル芦屋ノ釜ノ図ヲ附ル
ニテ刻ス云々　大本一冊
補ヲ加ヘ嘉永

一可笑記
寛永二年版ノ縮入本著名ノ本ヲ見
ハ解説ヲ附ス、リ寸方ノ書
也価四十匁　五冊
寛永十九年版ノ後刷カ
神宮三四校アリ著者姫路
ノ人湯村柯武郎ノ戯号ヲ
以テ記ス　著述版ハ再版カ
ノ系本也

一宋楊濂化渕帖　十帖
三條相公ノ家ニ伝ル濂化渕帖本
郭秘ノ仮名ヲ宋拓トイフ題
簽ニ巻首ニ郭秘ノ仮名ト云ヘル印記
ヲ存ス、巻末ニ巻首ニ郭秘ノ仮名ト云ヘル印記ヲ存ス、巻末ニ八王方経ヲ写ス金二名ノ

大家ともなる、いつの頃よりか私田家の
こへる、有名のものとも、余未だ其の
原本を寓目の機を得ず、以て四十四
年東洋印刷会社に於て珂羅版に附
し、もことなれども十数部の寄贈に止まり
こゝにその全部を世に現はさず、今回偶
々林董所蔵の本を得て、帳末の
如き、黄遵憲の跋あり、模本ながら
と雖も珍とすべし

一 柳船集印 二冊
集印 仲可家 二冊
高亭印課 共二帙

柳船集印 許如皐の家を羅致章
摹刻するもの他時嘉慶咲の印集
るを刻し活致を玩がべし、此書
亡友有賀長雄遊京に立つ日贈る
所也

一 賛福永懲論 一九巻 三冊
黄表紙ようき本の堺ようき
安政ようきハ五年庚午(絵解戯
七月迄しもの

一 絵解御前の記 四冊

普永撰自筆ニ鎗金彩花地
紙行ごとに句を交ゆ

一 唐画 高(縦)山水図 六冊
初摺ものにて彩色佳也

一 武家大系図 二冊
此書の序文の終各十三枚を収む
諸書ともに此序文を除くは他の書
の収書をアヤマて挿入しものと思ふる

一 諸将判書 二冊
毎冊の巻頭の花押をかゝ 初ものゝ

十二行

古を以てうるおす 其古次の版八余枚を
褒ものの前尾題く此書完全ニ

琉球政 一冊

一六論衍義
六論衍義の注の脱次帝の記を敷衍し
ものにて琉球政事の書の琉球政事を
除こと能ざる故に琉球政事のことを
別に行しものと漢文一行和解一行並
びよし 唐人の解のまゝ板の
現方程順別康熙雨成歳進貢副
使と命ぜられ 戊子年福州来迎

…下向し梓に鋟の世に弘めけんへ中華
…も流布しのちに傳ふいちしるし云
…ふことなるも北吉無双大本紙数百五十三枚巻尾に右
…ものを写し帰り、帝王序の終に
作世高僧
とあり
北吉無双大本紙数百五十三枚巻尾に右
の跋あり
先考翁ここに寺現校の㊐蔵本をもて
真草両書比び校訂仕立ものを
御境と衆行候ゆえ
ここに年号を記さず

前中本書沖本翁ここに寺現さるも
僕校訂ここに寺現も
招考ここに御境と衆も
お心

五月書　江志良次村
沖玄朝睦

筆者判右ここに跋語ここに記さるも
考ここに製ここにもここに
る考の檀那
ありのつづる味
の正格考ここに

賃金規定改正ノ要目

一　賃金ハ從來ノ諸給與ヲ廢止シ日給單一制ニ改ム、卽チ從來ノ賃金ニ諸給與ヲ附加シタルモノヲ標準トシテ新ニ之ヲ定ム

二　加盟各社ハ業務別ニ依リ隨時賃金ヲ協定シテ其ノ公平ヲ期ス

三　作業場ニ於テ事務ニ從事スル者及特別技術者ニハ本規定ヲ適用セス

四　本規定ハ大正十四年十二月二十六日ヨリ施行ス

五　賃金其ノ他給與ニ關スル從來ノ諸規定ハ總テ之ヲ廢止ス

改正賃金規定

第一條　現業員ノ賃金ハ日給トシテ其ノ一月分ヲ毎月末ノ前日ニ支給ス

第二條　本規定ニ於テ一月分トハ前月二十六日ヨリ其ノ月二十五日迄ヲ謂フ

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク賃金ヲ支給ス

一　死亡ノトキ

二　解雇ノトキ

三　徵兵令又ハ動員令ニ依リ入營スルトキ

四　一月以上ニ渉リテ歸鄕スルトキ

五　婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

六　其ノ他官廳ノ命令ヲ以テ定メラレタル場合

第四條　早出及殘業ノ賃金ハ一時間ニ付一日ノ賃金十分ノ一トス

早出及殘業ヲ通シテ四時間以上ニ及ヒタルトキハ其ノ超過セル時間ニ對シテ五割ヲ加給ス

十五歲未滿ノ者及女子ニ在リテハ早出殘業ヲ通シ二時間以上ニ及ヒタルトキハ其ノ超過セル時間ニ對シ五割ヲ加給ス

第五條　定時間ノ就業ヲ缺クトキハ其ノ時數ニ應シ賃金ヲ減額ス但シ三十分ニ滿タサル端數ハ三十分ト見做ス

第六條　徹夜業ノ賃金ハ二十四時間分トス

第七條　定期休日又ハ臨時休日ノ前夜ニ於ケル徹夜業ノ賃金ハ三十時間分トス

但シ翌日ノ休養ヲ與フ

第八條　定期休日又ハ臨時休日ニ勤務シタル者ノ賃金ハ五割增トス但シ當日ノ徹夜業ノ賃金ハ三十六時間分トス

第九條　中途退出シタル者ニハ就業シタル時間ニ對シ賃金ヲ支給ス

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ賃金ヲ支給ス

一　慰勞休暇期間

二　徵兵檢査ニ因ル當日ノ缺勤

三　簡閱點呼ニ因ル當日ノ缺勤

第十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ賃金二分ノ一ヲ支給ス

一　豫備後備敎育召集ニ因ル二週間以內ノ入營期間

二　產前產後ヲ通シテ四週間以內ノ休養期間

三　忌引期間

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ賃金ヲ支給セス

一　定期休日及臨時休日

二　徹夜業ヲ爲シタル翌日ノ休養

三　現役ニ因ル入營期間

四　出社停止期間

五　其ノ他ノ缺勤

去ル十一月廿五日、日清印刷株式會社ニ於ケル工場員ノ罷業ヨリ延ヒテ株式會社秀英舍工場員ノ罷業ニ立チ至リタル事情左ノ如シ

一、十一月廿五日、日清印刷株式會社工場員ハ左ノ要求ヲ提出シタリ

日清印刷株式會社職工要求書

一、最低賃金制ノ件

男子　一圓五十錢　　女子　一圓

二、給料整理ノ件

全從業員一人當リ平均二十錢ヲ昇給スルコト、但シ整理委員會一任、整理委員會ハ會社側ト從業員側ト同數ノ委員ヲ以テ成立スルコト

三、夜業割增ノ件

夜業二時間ヲ超ユル四時間迄ハ五割增、全四時間ヲ超ユル十二時迄ハ十割增徹夜ハ三時迄ト シ二十五時間支給ノコト婦人工ノ夜業ハ五割增

四、月及週間皆勤ノ件

週間皆勤ニハ五時間、一ケ月皆勤ニハ更ニ一日ヲ支給ノコト

但シ毎朝十分迄ノ遲刻及不可抗力ニ依リ遲參セルモノニシテ證明ノアルモノニ限リ皆勤ニ差支ナキコト

五、定期昇給制ノ件

毎年六月、十二月全員ニ對シ定期昇給ヲ行フコト

六、工場協議員會制改正ノ件

從業員側ノ協議員數ヲ現在ヨリ五名增スコト

議場ニテ決議シタル事項ハ完全ニ實行スル事

選擧法ヲ改正シ入社ト同時ニ滿十八歲以上ノ男女ニ選擧權ヲ賦與スルコト

其他ノ改正條項ハ特別委員會ハ會社側ト從業員側ト同數ノ委員ヲ以テ搆成スルコト

七、積立金通帳ノ件

各人ニ預入レノ翌月ヨリ利子ヲ記入シテ通帳ヲ交附スルコト　以上

二、屢次種々困難ナル勞働條件(例ヘハ賃金値上、皆勤特別手當等)ヲ容レ來レル印刷業者ニトツテ、右ノ要求ハ何レモ苦痛トスル所ナルカ、就中第二項及第六項ハ營業者ノ自主權ニ立入ルモノニシテ、コヽニ至リタル思想ノ過激ナルヲ察シ、日清印刷株式會社ハ同業者ノ協力ヲ求メラレタリ

三、依テ同會社ト最モ利害ヲ同シクスル左記同業者ハ、賃金其他ノ勞働條件ヲ申合セ工場員ニ對シテハ公正ヲ期シ共同シテコノ難問ノ解決ニ當ルコト、ナレリ、共同者左ノ如シ

株式會社秀英舍　　三省堂印刷所
凸版印刷株式會社　　株式會社三省堂印刷所
株式會社博文館印刷所　　小島印刷株式會社
東京印刷株式會社　　株式會社精美堂
東洋印刷株式會社　　日清印刷株式會社
株式會社東京築地活版製造所　　株式會社中屋印刷所

四、右ニヨリ直チニ別紙ノ如キ賃金改正ノ要目及ヒ右ニ關スル規定ヲ發表シタルカ就中賃金制度ハ一般ノ誤解ヲ招クノ虞レアルヲ以テ左ニ說明ス

右改定賃金制度則チ單一制ハ『從來日給以外ニ給與シ居タル皆勤手當及期末手當、勤續手當ノ類ヲ廢止シ右總額ヲ日割トシテ本給ニ繰入ルヽ』ニアリ卽チ各自ノ現在日給ニ、諸手當日割ヲ加ヘヽ、斷シテ現在收入ヨリ減少セシメス、寧ロ增額セシメントスルモノナリ

右ノ如クシタル理由ハ(一)每期ノ營業狀態ニヨリ增減ヲ免レサル手當類ヲ此際確定的ノ收入トスルコト(二)夜業割增金ヲ右新定賃金ヨリ割出シ、幾分ニテモ工場員ノ收入ヲ增額スルコトニ基クモノナリ

五、故ニ毫モ従業員ノ反對ヲ受クヘキ筋合ニアラス寧ロ之ヲ歓迎シ一般ニ平穏ナリシモ、罷業者ノ裏面ニアル過激ナル援助運動者ハ、過激ナル思想ノ實行ヲ目的トスル今回ノ罷業ノ潰滅ヲ恐レ進ンテ罷業擴大ノ策ニ出タルモノト思惟スヘキ材料ハ新賃金率ヲ各個人具體的ニ明示セサル點ニアルカ如クナルモ、右ハ數字上ノ煩雑ナル問題ニシテ、輕卒ニ確定シ難ク、從テ實施期日タル十二月廿六日マテニ精細研究ヲ遂クル必要アリ、例ヘハ本年下半期ニ於テ病氣其他ノ事情ニテ缺勤勝ナリシ者ハ、新定賃金ニ於テ技倆以下ノ給料トナル等ノ不公平ナキヲ期セントスルニアリ

六、尚ホ工場員側ノ誤解ヲ招キタラントト思惟スルモノアルカ如クナルモ、右ハ數字上ノ煩雑ナル問題ニシテ、輕卒ニ確定シ難ク、從テ實施期日タル十二月廿六日マテニ精細研究ヲ遂クル必要アリ、例ヘハ本年下半期ニ於テ病氣其他ノ事情ニテ缺勤勝ナリシ者ハ、新定賃金ニ於テ技倆以下ノ給料トナル等ノ不公平ナキヲ期セントスルニアリ

七、事情右ノ如クナルヲ以テ、今般ノ罷業ハ極端ナル思想ヲ有スル運動者ノ煽動強要ニ出ルモノナリト思惟スルカ故ニ聯盟各社ハ單獨輕忽ニ解決スルコトナク、合理的ニ解決スルヲ同業者並ニ工場員ノ幸福ナリト信スルノミナラス一般社會ニ對スル義務ナリト信スル次第ナリ。

大正十四年十二月五日

聯盟十二社

（聯盟社名ハ前記ノ通リ）

謹啓時下益々御清穆奉賀候陳者今回當社爭議に就ては種々御憂慮を煩はし候事と恐懼罷在候次第に御座候

今回從業員より提出せる要求は主として過當の賃金增給を求め殊に不法にも會社の主權に立入らんとする極めて不穩當のものに有之且斯かる大問題に對して卽答を迫るが如き其手段最も過激を極め居候爲め不得止數日の臨時休業を爲し、一面其反省を促すと共に其間愼重審議を遂げ候へ共何分要求の眼目が會社の權威を攪亂せんとするものなるにより斷然要求の全部を拒絶する事に決定し、其旨回答致し候處一旦は全部現社則に從ひ出社の屆出を爲しながら、不當にも同盟罷業を續行するに立至り候。依て止むなく主謀者卅七名を解雇したる上、連日折衝の結果、會社の主權を犯されざる仲裁條件により漸く協調相整ひ一昨十日より平素の通り全員出勤作業を開始致し候次第に御座候

實は此種の爭議問題が我が印刷界にも頻々として勃發する傾向有之候間相當の注意を拂ひ居候にも拘はらず歲末多忙の折柄斯かる事件を惹起致し候は返す〳〵も遺憾に不堪候、就ては今後充分從業員を督勵し極力業務の進捗を圖り、損害の挽回に努力可致覺悟に御座候間何卒此儀御諒承被成下度候　敬具

大正十四年十二月十二日

日清印刷株式會社

社長　市島謙吉

十一月廿五日より始まり約二週日にして當時府下清印
刷会社の労働争議は該業の界に於て未曾の延
長を見たり。然れば吾社が目前の利害を顧みず該
同業者を憂慮し義侠を発して起たる擾乱、今次職工
等の要求は賃金を増額するに止まらず会社の主権を
侵犯するの鋒鋩をあらはし来る。此の際印刷職工をして
共産左傾派の乗ずる所、其の煽動する危険性を
帯ぶ、義侠を為す所以也。此の争議を機として同業
者を会して前途の要すべきを説き聯盟での必要
を論ず、流石に平生冷淡なる同業者も對岸の火視する
能はず、特に聯盟を可とし翕然之れに応ずる(に至る)
十一社皆都下有数の同業者なり、如斯の連盟從

来だ無く其の一致を感ずるも実行を見せる所、而して
これあるを得たるは吾社の義侠之れを成したることを
得べし。此の同盟の初めて誠むる(?)は職工賃金の単一制
を定めることとし各社の區々たる賃金率を統一し、是れ
により今後職工に對せんとする、これ連盟の模子なり
各社は連盟で十二社の社長を本社楼上に会し、而して要
求をなしたる代表を招いて其の要求全部の拒絶を
申渡したる後、十二社々長立会の上にて統一賃金制
を役工等に申渡したり。連盟での実を役工等に知らしめ
人為のなりしと云へば、十二社長の立会せるは役工等に對する
威嚇なりしは云ふまでもなし、争議の拡大は実に
此の威嚇に原因すといふも不可あらず、兼て敬して視

底の方針に事件大なるものを
これ前の余勢を駆って整理統整
の所なり、早稲の数を奏するの
勢いを以て将来発展するの
要あるべく、二次の準備を早稲の
いまだ結果におよぼさざる也、今社
運進展の形成せるまでもあるを
いなや、其の表かせるを得さるべし、
穏の策に出で武断機械を
あんを要りもせず、二面現行規則に従う
を粉飾することを排斥し
後輩をしてこの
届しなるが故に、今回社
を内決し前後二回に三十七名の
社を罷し、この如き勇断
事故根絶の如き
首し得さるは、その解雇の
あるを恐るが為め、
さるも、危険分子の数絶を
なるが故なり、但し解雇は極めて秘密裏に実行

任を感ずるを得ず、印刷罷工のツラロサはこれを
職工の暴戻と云ふも可なり、こと実に雑し得ざるの
つらきことありそうし、彼等こと第一それ唯れ
印刷あるの如く、彼等の如き壮士を以て来り今社の
を咆哮もしめ或時は其の組合を来も連盟事務
ものとなるべくして詰るところ、我開中の一些事、八社の業
のにおける勢的反対するところ、他並ん他今社の組織
ものの業
定期刊行者の収獲期の新年一月に立りとも手を措くべく不
振の発行は以つて頼規挽回を策するも
ず、北時の方り拠実休止するとあつて八其の営業者

十二行

の悲哀と類似の立ち然あり聯盟の契約中ま
一社と同盟罷工起るときは連盟他社代つて其の立を為す
の約束あるも、これ或る特色ある印刷物なる通用し新
く又は大規模の印刷物なる実行ざる也且つ罷工
の今社の仕事を代弁すること会社に罷工波及する
ことを予想せる可く、連盟の誼に於て已むを得
ざる事ならも、無事の今社に於て忍び難き事とす、
秀英舎に流石に連盟に普魯の一なれ其の工務を代
弁を請しとう、我のも其に手を着くの前に罷工起
り閉鎖を由義なさるとう、博文館の聯盟の誼に替き
代弁を請せ同社を薫く精美堂も亦拒絶
しとう、此為若い統向地の博文一社を聯盟でう除く

と、そうする仕度未だ後こ主あるべし。協文と指を社并こ
秀英の工務を代弁せば、こゝも罷業の犯すべき必
然なり。右の如く文化の連絡ある新聞紙あるも、発行停止
可なり、発行停止あるも宜なり。然れども新聞紙発行者と取引を活路ありとする
業界の個条甚だ意味あり。罷業は此の個条を以て
これが為めに拡大し、職工の活路を得ず、且つ雑誌抱合の
まめえ、彼等が窮せるを隠れん、各旅館の休閉
力の今社罷業状態と隠れん、各旅館の休閉
運命と隠り競争ある外なし。これを以て、勢い大勢に制せ
えおのつこと諦めある可きも、連盟の此意味と
を筆誌を拡大し今社の損害を大ならしむる傾向あり

ばん。不良の悪分子を根絶する能はざる也。各社時計鎖
すること迄人で文化の停頓す。罷業は文化の敵なり。
論ず改府者亦信親する能ず、連盟の窮極の
目的に於らしめんと無実なるべし。一社毎
工業の責を果さゞる時は、隠れん損害賠償の訴訟を起る
べし。各社同様一の四肢と隠れん損害賠償を勢い訴
訟とする能ず、これも連盟の自滅の効力と
す。

都下当局を煩す同業者中大なるの数指を屈す
るも迄を社と秀英院に罷工隠れん協文毎する又
罷工記くば、雑誌の重なるもの時刊行不能に陥し

上陳の形勢を略々作り得なるべん、然る時文物美
の二社が目前の利益に眩惑し、彼此の波及をおそれ
連盟の誼に背きとるに遠慮の極といふべし、抑々連
盟を策するに列り、各端は時文物美二社無つて叶
ふ責任なく、毎沢福乱の常と北西社より若干の社
長大橋克が内を訪ふるに及ぶや、大橋の態度に疑ひを
もつて、調べんとするに際し、陳を促すが為めの甘
餌なるや、他の各社に及ぶをおそれ、四者社の
脱退するの也、評議の如きも北西社の社長集会の席上、大
初秀英時文四社と共に連盟を脱退するの事を申込
橋の既往の非を謝し、今後連盟の事に尽力すべき
旨を述べ、賃銀革統一の主張しなるが故を
以て、最も高率の北社

受に連盟の議を発し、実に内部整理の為めに
の管理権を既に執るに至り、大橋克が内を訪ふ
握するの得失疑問なるに、北社を救ふも亦同業の
の賃金を標準とし各社不利を忍んで歩み合ふこと
き、全く時文の窮境を救ふ外なきも、此
る大橋社長の内を訪ふるの力なく、独断連盟と
金弐十日位一を主張し、社内に紛糾起る云
社二十二社長集会の席上、時文の支配人某社の席
その社名と喰つてかゝり他社の横上納入高の
大文態を演じ、為めに、其社内の不統一を暴露し
るに至り、秀英大橋の態度に、契元切れ、連盟

事務所漸やく完き、豊後
み湖の名勝し事に托し七日一日と遷引、終に南部
の撰文を破り、金沢主人の連署と
篤烈の生ことを喪ひ北の低能の一社長をすかし
もし、おかみ倒しもし百方油印を勧説しんとす
なく、終に大橋新太郎をして芽二三社長の目前で
狂暴の言を吐かしむる到り、情文を陳述して置くの理
が全く絶し、同業十数社の憤怒は抜刀に達しの
外の同業十数社相率ゐ大橋をば敵とし、東京の
来り援せしむる到り、同業組合なる大橋
を除名し、再後悔之候、私しボイコットを公表しむ
如斯印刷界空前の事件を惹起す

十二行

本社の争議の起るや市和会社の
せさるは先ち、自家の事業に関
職工に復帰せしめんとし
無りし、我輩ブロカー本部
に外ならず、弾圧漸やく長
罷工の当初の如くなるつゝあるを
ろうとし、これを為すは勇敢
駆り、而も家族の事に煩
こゝに於て、工匠投工等は営ち
部労働者は営業に
会社重役ら
動もすれば社内の統

支給するまでも今私の様な
維持をんとするの余の最も
増田の顔と勤し拙劣も
之れを読することのもむなき
二、一人も後悔を許さず、役著の
納れることを拒む地歩を
自相混ずることのう、今社
こと於ては自己の評議の如く
を自覚するを拒む仲裁
仲裁人の聞き日後悔を
の外皆後悔し操業平の
八甚だ厄介なる彼の鎖山の
十二行

共拘する者七名、糧食供給の道七絶つ杜絶す、山地に
於ては罷工者の行動も歴然、仮し得べし、之れを変す
る敢て困難ともせず、都合地に於ける職工の
罷工は頼る筑を異にす、彼等が
て十日一二週目から変へ
政を以つて兵法と為すの
者の西洋のそれに比して
に資力なきが故に、其の
産すれば涙金を得んことを
其間の債金を攫まんことを
べし
彼等は今や幻滅の域に
傷り雑きこと前条

彼等幹部の今回成立を訴えて職工を統率する
日々集会をひらき全員を召集呼出し欠席する者あ
れば特に其の動静を視察し而して毎日の集会の席
上に於て其非を宣伝し其の組合に加入を強制す心ある
之れを主張するも聴き入れざるを以て今回を社と
秀英、復帰しようとするの職工を、罷工前無形
無言の圧力あるが如く、今や時機漸く熟し、彼等を放逐
せんとするの表面を通ずる事を恐れ
めんとの親切なる忠告を与えたるに
職工の同盟罷業組合の
ようやく到底今後の大集団と大集団との対抗をな
るべし、而して発達の早きこと驚

十二行

事議二回に亘り満場一致を以て、両初社長に面
会を申込むの事を決し、余(余)委員として
委員八社長を訪ねんとするに、余の決心初めより動かす
可からざるものあり、有力なる某日業会社々長は余
の意志の強固なるを知るや、先生の温厚の
人となりを以て、友人四海文二郎を
古河鉱業会社に派遣し(余)委員として経験家
なる田口先生が罷工の渦中に立つことは老体も
わざりしまでもと、時あたかも
こ労働者の一社の改革運動より、政治に経験
ある余に八意を一社の興味あり、此の挑発の世
の中に於て生存する以上は甲

必ずまさしく北海道の為めこんど當てん
りしきの日業者や施設業者生徒業者に
顔を出す挨拶をする為むく自説を吐きとう
金が印刷日業者を圧迫する印刷職工を
顧客に奪ひ取る等の悪弊を起こすから
御するの難きは首肯の域を脱しない
難しと外人もいふ何んぞ
文化の為めに努力せざる
圧するが故に統制業者の為めに
せらるゝ金の持合の一端ハ今回如何
あらんことを望む也
の至の今花の罷工解決後
十二月廿日記

議員中の為の出来政府南
す不平満々なり大地主中
り迫へて星々会議二夕
持をなき政府に対する方略を
政府ハ地方局部の陳情に
大同団を形成して勢を
抑し去る能はず地主の
る地主の会の実力と
活動幹部を置き地主と
項を完全調査実施
し我の為め金を投じ
議を主として奥論に訴

陳情書

輓近思想界ノ動搖ニ伴ヒ農村ハ爭議化シ我カ新潟縣ハ後レテ其洗禮ヲ受ケタルモ平野百里米作ヲ主トシ經濟ノ中心全ク農業ニ在ルヨリ慘害殊ニ甚タシク今ヤ全國第一トノ稱セラルヽニ至レリ彼等ハ小作條件改善ニ在リト唱フルモ其手段狂暴ニシテ常規ニ外レ之ヲ指導スルモノハ鄕黨ノ不肖分子ニアラサレハ所謂職業煽動者ニシテ農村ノ秩序ヲ破壞シ農民ノ生活ヲ脅威シ惇厚ノ俗勤勉ノ風ハ爲メニ地ヲ掃ハントス其害ヲ被ルモノ豈啻ニ大小ノ地主ノミニ止マラス純良ナル小作者モ亦其堵ニ安ンセサルモノアラントス何卒地方ノ窮狀ヲ御諒察下サレ左記事項ニ付特ニ御考慮ヲ賜ハランコト悃願ノ至リニ堪ヘス候

一、小作組合ニ於テ不當減免ヲ要求スルニ當リ不納同盟次

議又ハ小作米賣却ノ悪宣傳ヲ爲シ地主ヲ脅威スルヲ常トス地主ハ公課其他生活資料ノ全部ヲ小作料ニ仰クモノナルニ收入其途ヲ斷タレ窮困セサルヲ得ス遂ニ涙ヲ呑ンテ彼等ノ要求ヲ認容スルノ餘儀ナキニ至ル吾レ一歩退ケハ彼レ二歩前進シ要求底止スル所ヲ知ラサラントス是レ地主ヲ脅迫シ恐怖セシムルモノニシテ明カニ犯罪行爲ナリト云ハサルヲ得ス取締ヲ嚴ニシ地主ノ生活ヲ保護セラレンコト切望ノ至リニ候

一、小作組合ニ於テ地主ニ對シ不納同盟非買同盟雇傭禁止等ノ不當決議ヲ爲スニ當リ組合員中ニ該決議ヲ實行セサルカ或ハ舊來ノ情誼ヲ重ンシ小作料ヲ納入スルモノアル時ハ多額ノ違約金ヲ徵收シ又ハ村除キト稱スル特殊扱ヲ宣告シ冠婚葬祭其他部落一致ニアラサレハ爲シ得サル事柄ニ對シ助力セサルノミナラス平素ノ交際ヲモ斷絶シ隣保團結ヲ傷ケ人道ニ反スル行爲ヲ敢テシ地主又ハ純良ナル小作者ヲ壓迫セントス斯カル行爲ニ對シテハ明規ヲ掲ケテ禁止セラレンコトヲ切望仕リ候

一、現代ハ懷疑不信ノ時代ニシテ小作者ハ小作料納入期ニ至リ俄カニ言議ヲ設ケ無事ニ契約ヲ履行スルモノ極メテ少シ地主ハ已ムヲ得ス之ヲ法廷ニ訴フルモ遷延數年ニ亘リテ決セス或ハ現行法規ヲ誹謗シ或ハ分配ノ公正ヲ云爲ス法ハ存スル限リ準據セサルヘカラサルハ論ナク分配ハ地力ノ厚薄耕耘ノ便否其他需給關係ニヨリ必スシモ一樣ナラサルヲ常トス事件停頓輻輳シテ更ニ事件ヲ生シ際限ナカラントス判決ニシテ速カニ下ルアランカ當事者歸鄉スル所ヲ知リ亦事件ヲ見サルニ至ルヘ

シ裁判ノ進行ニ付特ニ御留意ヲ賜ハランコトヲ切望候

一、當今小作者ハ一部要求ニ對シ全小作料ヲ抑留シテ地主ヲ強要ス地主ハ係爭數年公課其他生活ノ資源ヲ唯一小作料ニ待ツモノナルニ收入其途ヲ斷タレ窮亡セサルヲ得ス一部判決其法ナキニアラサルモ彼等ハ賃借權ニ對シテハ永小作權ナリト抗爭シ之カ適用ヲ受クルコトヲ得ス又不法ニ小作米ヲ賣却シ其代金ヲ供託スルニ當リテハ殊更ニ條件ヲ付シ地主ノ受領ヲ妨ケントス係爭外小作料ニ對シ一部判決ノ途ヲ開カルヽコトヲ得ハ地主ハ蘇生ノ思ヲナスヘシ御考慮ヲ賜ハランコトヲ切望候

一、無法ナル要求ヲ爲シ契約ヲ履行セサル小作者ニ對シテハ地主ハ土地引放耕作禁止假處分立毛差押等ヲ爲スノ一途アルノミ誰カ好ンテ此事ヲ敢テスルモノアラム但

小作料ヲ唯一目的トスル耕地ニシテ小作者ノ占有下ニ在リ而カモ不法減免ヲ貫徹スルニ不納同盟ヲ以テス之レモ認容セサルヘカラストセハ地主ハ遂ニ餓死セサルヲ得ス土地引放耕作禁止假處分立毛差押等ノ申請ニ對シテハ事情御諒察下サレ簡易迅速ノ御取扱アランコトヲ切望仕リ候

一、小作調停法施行セラレ多數調停成立シ農村ノ爲メニ慶賀スヘキカ如シト雖モ調停ハ互讓ニアラサレハ成立セス多數小作者ノ不當要求ヲ拒絶センカ地主ハ小作料ヲ收納スルコトヲ得ス從ツテ生存ノ必要ニ迫ラレ理非ヲ離レ忍ンテ調停ヲ成立セシムルヲ常トス一步讓步スレハ更ニ二步ヲ要求シ地主ハ滔々相率ヒテ退讓スルニ至リ遂ニハ調停ヲ申立テサルコトハ小作者ニ損失ナリト

誤信セシメ波及スル所獨リ爭議地ニ止マラス健訴ノ弊ニ陷リ暴力萬能ノ勢ヲ來サントス調停法ノ運用ニ關シ深キ御考察ヲ切望仕リ候

右所謂小作爭議ナルモノニ對シ地方事情ノ一端ヲ披瀝シテ閣下ノ御明鑑ヲ仰カントス不逞ノ橫行暴力ノ跋扈ハ國家ノ安寧ヲ害シ地主ノ滅亡小作者ノ不安ハ國家ノ隆替ニ關ス言微ナリト雖モ切ニ御採用アランコトヲ希フ謹ンテ陳情請願候也

大正十四年十二月　日

○近畑の印譜と拾翁しの印文と

落花無愁作
翌年老四天垂
一篇鳩外雨
砕倒古乾坤
雨絲風片烟波画
帰紅深處
桐陰半侵庭戸
六九翁

疎籬曲徑田家小
一帆秋月
春色横眉黛

春至人間花兼色
情切
柳汀蓮浦
酒旗漁市
雨今雪舌
高柳乱蝉多
江天雪雲
春畑淡和
風葵月樹
春漲一江花雨
楊柳古湾頭

以上柳方印濃

飛螢度暗草
花底題詩句幷香
月滿大江流
聲居防口獨坐防心
明月前身
宮竹鳴秋
夕陽紅半樹
殘夜水仍橋
柳陰漁舍
春氣如雲
細雨梅花後滿也
落葉半牀狂花滿屋
酒氣沸七十指上
烟月淡清真
最難忘處最難言
友梅書屋
小橋流水人家
分逈推半席
玩物適情
書味應燈知
俠骨柔腸
亂葉翻鴉
摸出籠來
酒來福祿大

十二行

文章報國思
畫船沽酒去雲鄉
松石間意
大夢一場
真幸家風
江雨夜半多
退藏于密

冷趣
血性男子
白沙翠竹江村
無酒不飲則飲多
蓬窗綠雨
天地一窟舟
茶熟香溫

地上仙經堂印

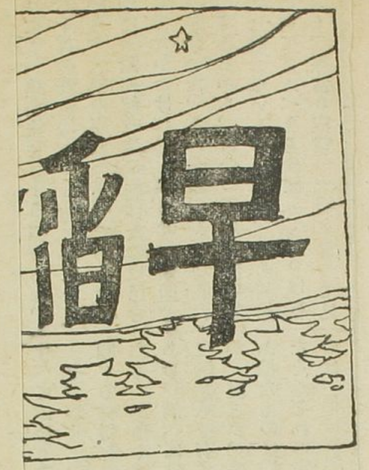

大正十四年

校報

定時維持員會

協議したり。

專門部。政治經濟科教授部會を開

館を作りたいと云ふても特に別に一館を築きたいと云ふのではなく、新館の書庫を劃して此の特書の圖書を別置し、館の一室を其の研究所に充てゝ、それでよいのである。

ときは次の會期に於に提出するを要せ就き、各自の研究に味ある立論を試み、その詳報は次號に

校賓推薦

—目次—

▽意見

早稻田大學圖書館に

▽校友

定時維持員會——教授會

十二行

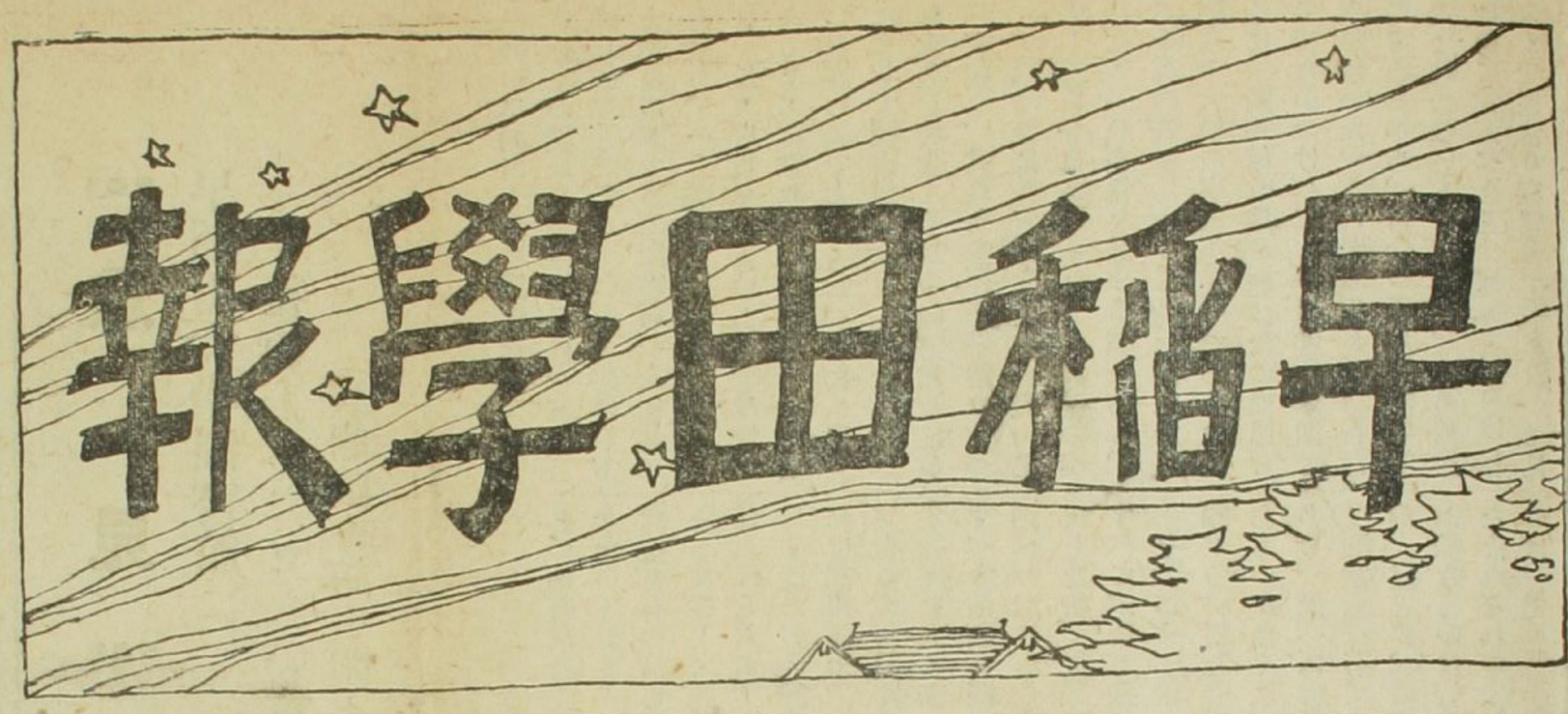

大正十四年　第三百七十號　十二月十五日發行（毎月一回）

—目次—

▽意見
早稻田大學圖書館に一特色をもたせたい冀望　名譽理事　市島謙吉
▽校友
定時維持員會——教授會——法學部懸賞討論會——校賓推薦——遊佐教授博士論文審査報告を受く——遊佐教授博士論文審査報告
▽科外講義△
▽校友會報
大阪校友秋季大會——橫濱校友會——所澤校友會——京都校友會——宇都宮校友會——和歌山縣校友會——忌部校友會——岡山校友會——京城校友會——上海早稻田會——三九大政級友會——四五大商在京濱會——戊申倶樂部例會——大紫會——一三理工機械同窓會
◆おもかげ
▽趣味と回顧　校友吉岡信敬氏
淫賣家征伐
▽學會及雜錄　校友尾崎勝己氏
寸葉の蒐集について
前田多藏氏表彰式——早稻田理工學會の創立——早稻田美術學會——早稻田佛教青年會の公開講演會——早稻田教育會——英文學會秋季例會——高師大乘文化會——英語會便り——早大廣島縣人會——溫交會
▽校友消息
宮島講師より——巴里便り——在米田原氏より
大阪の商事方面——滋賀縣に活動さるゝ校友
▽名簿編輯後の住居職業異動

東京牛込
早稻田大學校友會
振替貯金口座　東京八九八六番
電話牛込五一三番

〝意見〟

早稲田大學圖書館に一特色をもたせたい冀望

（演劇圖書館を開くの議）

名譽理事　市島謙吉

吾が早稲田大學に震災後多く必要の建築の竣成を告げたのは、誠に喜ばしいことである、殊に大學の最も大切な機關である圖書館の改造其工を竣り、一大美觀を學園に添へたのは、最も慶賀すべきである、學園にあるものは誰れ彼れの差別なく、之れを喜こぶであらうが、中にも自分は久しく圖書館長たりしことあり、御大典を紀念する爲め圖書館改造の議が起り、其の資金募集の衝に當つて、六十萬圓の資金を得るに微力を盡した自分に取つては、此建築の奏功は人一倍痛快を感ずる譯である、六十萬の資金は十年も前に出來たに拘らず大學の事業が多端であつた爲めに、圖書館改造の延びたのは已むを得なかたけれども、自分の煩悶は十年續いた、それが漸やく奏功したのであるから、自分の滿足は到底筆舌に盡し難いものがある、此の新館に就て言ふべきとは種々あるけれども、差當り宿望の一端を言つて見たいと思ふ、それば何かといふと、劇の圖書館たる一特徴を此館にもさせたいと云ふとである、何故に斯る冀望を有つかと云ふに就ては、順序として少しく演劇圖書館の必要を云はねばならぬ。

丁度あの大震災の間際であつた。私は高田博士、坪内博士と寄集つて、可なり大規模な演劇展覽會を開催する計畫を立て既にその順序や、陳列すべき演劇に關する圖書や物品を取調べ、翌日から直に手をつけようと決した折、あの大震災が襲つてきて、すべてが全く畫餅に歸した。

その時分に種々な方面から演劇に關する材料を借集めようと考へてゐたものが多くは燒失して了つたのである。例へば俳優の家に傳つた、歷史的意味を有する前代からの衣裳とか、鬘とか、臺帳とか、繪畫とか云ふ樣なものは皆燒けうせた。かうしたそれぞれの家元にあるところのものは、他には絕對にないものである。

天下唯一のものといふ程のものである。それらが盛と燒失したことは如何にも惜しいことである。

それについて思ひ起すのは、淺草に小林文七といふ、多くの浮世繪を集めてゐた人があつたこの人は震災前に沒したが、此家も震火に罹つて幾千の浮世繪は全燒して一物も殘らなかつた、震災前に早稲田の圖書館が小林から二萬に近い演劇に關する俳優の似顏や番附等を揃へて買ひ取たのは何よりも仕合せであつた。

それはある時代から東京の各座を網羅して漏れるところがない程調つたものである。で、これだけが早稲田の如き山の手に移されてゐたので、火災を免れたわけである。

全體、演劇そのものが、非常に高い文藝上の意味を有してゐることなどは、今更ことゝ〳〵しく說明する迄もない。この藝術を進めることに就ては、學校を起す必要もあらう。研究所を造る必要もあらう。現に西洋に於ては、これらの設備が甚だ盛んである。演劇を研究する爲めにミュゼアムや圖書館を起す必要のあることに深く說くにも及ぶまいが、さて日本ではまだそんな設備はない、かつて中村歌右衞門などの主なる舊派の俳優達が、それぞれの家に傳はつてゐるものを集めたり、また演劇に必要な研究の書類を買ひ集めたり、或は稀古に用ゐる舞臺を取附けたりする圖書館のやうなものを造りたいといふ計畫もあつたが、遂にそのことは行はずに了つた。

かういふ必要はどうしてもあるのだ。そしてもし震災前にかうした圖書館が何れかに出來てゐて、そこに多くの材料が集められてゐたらそして火災などに耐へ得られるやうに十分設備が出來てゐたら、それが火災などから免かれて、後の爲に非常に參考となつたであらう過ぎ去つた日のことに就て考ふれば十分保管に必要な設備のない爲めに多くの貴重なものゝ失せたのは如何にも惜しいことで、將來はかゝる設備がます〳〵必要となるわけである。

それは研究材料を保存してゆくために必要であるばかりでなく、藝術の上にも、また今後の芝居をます〳〵改善し、發展させる上にも、甚だ必要であると思はれる。

全體、日本の劇程一種特別のものはない、劇は世界中にあるけれど日本のやうは形式の者は、あるに於て世界のどこにもないと言へる。かうした特長のある劇に關する書物や繪畫なども西洋には全くなく、しかもそれが非常に豐富である、また劇に關して何から何まで繪になつて居て、それが實に行きとゞいてゐることも世界にその例を見ないのである。

例へば江戸時代に芝居が興業されると、その芝居に關しての繪が幾十通も發行されて、その舞臺の藝の有樣や俳優の似顏などが、盛んに賣立てられて、それが江戸の繁華な場所にゆき渡り、人々が競つて買つたのみならず、それが全國に及んだ。

無論、番附なども種々の形式で幾通りも出來、その歷史的の影響はたいしたもので、全般の風俗にまで及んだ。凡そ繪のある小說や、その他娛樂的の插繪は、皆俳優の態度や似顏に因んでゐるといふ盛んなものであつた。そして插繪それ自身が俳優に因まなければ受けのよくなかつた程、芝居の感化は深かつた。

平民文學の範圍は、先づ大部分芝居の感化を受け、また芝居それ自身であるといつてもいゝ位であつた。故に日本程芝居に關する書物や、繪畫の豐富で、且つかく調つてゐるところは、世界のどこにもない。もしこの繪を集め、それを時代順に排列したら、それで一種の演劇史が遺憾なく出來る程豐富な材料がある。これは日本演劇の特長で、また實に日本のやうとして仕合せなことと思ふのである。それで日本に於て、演劇の圖書館とか、博物館といふもの、容易に立派な調つたものが出來るに相違ない。またその材料が豐かであるだけ、演劇研究に大なる助けをなすわけである。

この研究は獨り日本内地の將來の參考となるばかりでなく、世界の研究家の爲にも非常な參考となるに相違ないと思はれる。現に今日外國の演劇の趨勢を見るに漸次日本の演劇に近づいて來てゐるのである。例へば日本演劇の發端と稱される能などの形式を、已に外國で種々採つてゐる圖書館なり、博物館なりを建立することを希望するのである。然し乍ら多端な世の中であるから、如何に焦つてもすぐに出來るものではなく、之を實現する機會はまだ未來にあると考へる、それで完全なものとは行かずとも、ある程度迄演劇に關する參考品を集めた圖書館を作つてみたい。

座數字的に言へば、芝居中で最も屢々各座で演ぜられ、また演ぜられつゝあるものは忠臣藏であるが、これに關するものが七百八十餘ある、また名優の死んだ時に發行する似繪、之を實現する機會はまだ未來にあると考へる、それで完全なものとは行かずとも、ある程度迄演劇に關する參考品を集めた圖書館を作つてみたい。

は西洋の書物である。博士はまたセキスピア研究者としては第一人者であつて、その研究の爲に蒐集された圖書も却々多い。その他世界中のすべての演劇に關する書を集められ、その數は實に盛んなものである。それには日本のみならず、外國に寄贈された。また和漢書の演劇に關すれば、演劇に關するものが非常に多くなるわけである。今日已に三萬點位はあらう。勿論これだけで演劇圖書館が出來るとは考へない、これに種々の標本を附加へなければならぬ。それには日本のみならず、外國の參考品も集める必要があるさうす

この研究は獨り日本内地の將來の參考となるばかりでなく、世界の研究家の爲にも非常な參考となるに相違ないと思はれる。現に今日外國の演劇の趨勢を見るに漸次日本の演劇に近づいて來てゐるのである。例へば日本演劇の發端と稱される能などの形式を、已に外國で種々採つてゐるやうな事實もある。

只だ外國に於ては、まだ日本の演劇を十分解してゐない。それで圖書館や博物館を造つて充分の材料をその中に置き、自由に容易に觀覽することが出來るやうにすれば、どれ程彼らの參考になるかわからぬと思ふ。

全く日本の演劇には種々の特長がある。その一例をあげると、舞臺の構造に於ても、背景や、鳴物や、衣裳などに於ても皆それぞれに特長があるもので、しかもそれが實に長い間の研究を經て、非常に洗錬されてゐる。かゝるものを實物で人に示し、また繪に描かれたもので示し、しかもそれが學術的に分類され、組織的に陳列されたとすれば、それが演劇研究にどれ程利益を齎すか、全く計り知られない。

かうした意味に於て、私はその方に特に趣味をもつてゐるといふものではないのにも拘らず、何とかして日本に於て相當な演劇に限られた圖書館なり、博物館なりを建立することを希望するのである。然し乍ら多端な世の中であるから、如何に焦つてもすぐに出來るものではなく、之を實現する機會はまだ未來にあると考へる、それで完全なものとは行かずとも、ある程度迄演劇に關する參考品を集めた圖書館を作つてみたいと私は窃かに考へてゐるのである。かうした考へから、この頃改造をされた吾早稻田の圖書館に先づそれを試みて、一つの特色をつけたく思つてゐる。

坪内逍遙博士はいふまでもなく殆ど一生を演劇の爲に献げた人である、早稻田大學が博士の如き人を有つてゐることが私をして此の演劇圖書館の計畫を案せしむる動機となつたのである。

早稻田大學の藏書はまだ到底帝國圖書館に及び難い。しかし只今のところ三十萬近の圖書を藏してゐる、しかもその中で比較的多數を占めてゐるものは演劇に關するものである、この點では恐らく他の如何なる圖書館よりも豐富であると信ずる、これは坪内博士が居られる結果である、前述の如く、演劇に關する浮世繪が二萬近くもあるなどは、何れの圖書館にも例のないことである、古い方の寫樂や春章といふやうなものは聊か缺けてはゐるが、年代的に各尙の役者繪が殆ど揃つて居る、之を座數字的に言へば、芝居中で最も屢々各座で演ぜられ、また演ぜられつゝあるものは忠臣藏であるが、これに關するものが七百八十餘ある、また名優の死んだ時に發行する似繪、即ち死繪は、多くあるべき筈のものではないが、それさへ四百八十餘點ある、また似優を風景や名所や其他色々のものを擬した所謂る見立繪と稱するのであるがこれが千五六百點ある。

かく非常に豐富なものであるがこれをそのまゝ置いただけでは、殆ど役に立たない。學術的に、細かな、正確な分類をしなければ、働かない。これは素人では出來ない業である。博士の爲にこの材料が初めて生きて來たのである。故にただ二萬枚の繪をもつてゐたゞけでは、何等誇るに足らないが、それを生かし得て初めて誇るに足るのだ。かかる立派な豐富な材料があるのが、私をして演劇圖書館の計畫を案ぜしめた二の原因である。

第三には次のやうなことである逍遙博士は演劇研究の爲に、その材料を自ら集められたものが少くない。その中で最も多數を占めて居るものは西洋の書物である。博士はまたセキスピア研究者としては第一人者であつて、その研究の爲に蒐集された圖書も却々多い。その他世界中のすべての演劇に關する書を集められ、その數は實に盛んなものである。それらの殆どすべてが早稻田の圖書館に寄贈された。また和漢書の演劇に關するすべてのものが早稻田の圖書館に寄贈された。その中には珍な圖書、貴重な本が少なからずある。

此の寄贈された本の中に博士自の書入れのあるものも少くない尙校友其他から寄贈を受けた淨瑠璃も澤山あつて名著は殆んど揃つてゐる。如何なる圖書館にもこれらのものはないのである。

一體逍遙博士は、その專門に熱心な人で、二萬の繪を分類された時も、缺けてゐるものがあれば、自費を以て買集めてそれを補はれた。博士は常に言はれる、自分はまだ多少藏書を家に殘してゐるが、それは惜しい爲に置くのではなく、參考にする爲だ、しかし他日總べての藏書を一早稻田の圖書館に寄贈する積りであると。

博士はこれまで種々の脚本を書かれて、それを舞臺に上すに方り作られた舞臺模型や、鬘や、衣裳や、繪の看板などがある。それらも他日皆早稻田の圖書館に送られるものとすれば、演劇に關するものが非常に多くなるわけである。今日已に三萬點位はあらう。勿論これだけで演劇圖書館が出來るとは考へない、これに種々の標本を附加へなければならぬ。それには日本のみならず、外國の參考品も集める必要があるさうするには相當の金をかけなければならぬ。然し今日あるものだけでも不完全ながら一部門にまとめたら圖書館の大部門となるであらう。

かかる意味を以て、私は早稻田の圖書館の一隅に演劇圖書館を先づ造つて、その道の人々の參考たらしめんとする、希望を有してゐる。

且つ日本の演劇の爲に全力を盡した、斯界の第一人者たる逍遙博士の爲に一つの記念とする意味に於ても是非これを實行したいと思ふのである。

私の以上の冀望は大學當局に於ても決して不贊成でないと信ずる、恐らく此の冀望の納らるゝのも近いことであらう、勿論冀望が納られても種々の準備が要る、毎年圖書館に或る齊金の定額を豫算に組んで、不備のものを追々蒐集する如きは準備事項の最も大切なことに屬する、演劇に交涉ある圖書の目錄を編製することも亦重要な準備に屬する、此等の細目に就ては改めて他日述べる機會もあらう、今は大略冀望を陳するに過ぎぬ、云ふまでもなく、演劇圖書

館を作りたいと云ふても特に別に一館を築きたいと云ふのではなく、新館の書庫を劃して此の特書の圖書を別置し、館の一室を其の研究所に充てれば、それでよいのである。

校報

定時維持員會

十一月七日午後二時定時維持員會を開き、大隈會長、市島、池田、渡邊、高田、田中、上原、山田、山本、昆田、寺尾、坂本、宮田、澁澤子、鹽澤、平沼の各維持員參列、校賓一名推薦のこと（別項參照）及び理工學部高壓電氣實驗室新築の件を可決確定し、會計規定改正に就ては前會に引續き審議を重ね、さらに、各種學事の報告をなして承認を得たり。

教授會

政治經濟學部。十一月六日教授會を開き、大正十五年度教科書決定及び注文、大正十四年度卒業生就職のことその他につき、夫れぞれ審議する所ありたり。

文學部。十一月四日教授會を開き、轉科生規定に關する方針を議し、高等師範院第三學年英文學史を英文概論の學位を要求せり因て之が審査を遂ぐ報告スルコト左ノ如シ

第一　信託法提要

（大正八年東京出版）

本論著ハ我國法上信託ニ關スル私法理ノ一般ヲ概論セルモノニシテ我信託法ノ制定及公布ニ先タツコト四年ノ著作ニ係ルヲ以テ其ノ論述ハ所有權ヲ移轉スル（債權擔保ノ目的ヲ達スル爲メ）場合ニハ或ハ可ナランモ信託行爲ノ定義トシテハ當ラス殊ニ現行法トシテ信託行爲ノ唯一ノ規定タル擔保附社債信託法ノ如キハ到底目的超過論ヲ以テハ說明シ得ストノ論難スルカ如キハ優ニ著者ノ識見ノ凡ナラサルヲ證スルニ足ルモノアリト謂フヘシ著者ハ次テ第三章ニ於テ信託原因及信託當事者ヲ論シ信託原因ハ之ヲ一、法律ノ規定二、法律行爲ナリトシ我國ニ於テハ未タ法律規定ノ直接ノ效果トシテ信託關係ノ發生ヲ認ムルコトヲ得サルヲ以テ問題ト爲ラサルモ信託ハ法律行爲（契約又ハ一方的行爲）ヨリ發生スルヲ得ヘシト說キ信託行爲ハ處分行爲及信託ノ原因行爲ノ二ヨリ成リ前者ハ物權的效力ヲ生シ原因行爲ハ一定ノ經濟上ノ目的（信託ノ目的）ヲ達スルニ付當事者間ニ債務關係（信託ノ目的ヲ遂行スル積極的義務及信託ノ目的ヲ超越シテ信託財產ノ處分ヲ爲ス可カラサル消極義務）ヲ發生スト述ヘ如上二ノ成分ハ各獨立セル法律行爲ニシテ同ニ爲サルルコトアルト共ニ時ヲ異ニシ爲サルルコトアルヘク又相互ニ影響ヲササル獨立ノ行爲ト解スヘキモノトシ且當事者ハ信託ノ目的ヲ達スル爲メ信託カ內部關係ニ於テモ外部關係ニ於テモ以テ他人（信託人時トシテハ信託受益人ノ計算ニ於テ財產上ノ全權ヲ領有スル場合（事務信託ニ在リテハ斯ノ全權ノ領有スルヲ欲望スルモノナリト論シ當時ニ在リテハ未タ何人モ唱道セサル法理ヲ闡明セルモノトシテ感嘆ニ値スヒ之ヲ分析細說シ以テ通說タル「當時者ノ何タルカハ又著者ノ本章ノ目的トスル所ヲ超過スル法律上ノ效果ヲ生セシムルコトヲ以テ信託行爲ノ特質ニ於テ戰述セントセル所ナリ著者ハ信託當事者トシテ信託人被信託人信託受益者ノ一般ヲ概論セルモノニシテ我信託法ノ

協議したり。

專門部。政治經濟科教授部會を開き、本學年選擇科目屆出期日及び次學年度教科書のことにつき議を決したり。

同、法律科、教授部會を開き、次學年度教科書選定、及び本學年第三學年第二學期臨時試驗、學年試驗のことなどを議了せり。

政經學部臨時教授會。（就職斡旋に關する協議）。十一月二十日午後三時に開き、第三學年學生就職について協議する所あり、本大學人事課に於て取扱ひ居る新卒業生の就職をさらに助成するために、學部に於ても鹽澤學部長はじめ各教授が各關係を辿り斡旋し人事課と協力するに決し直ちにその實行に着手することゝなりたり。

法學部懸賞討論會

法學部及專門部法律科合同の懸賞討論會を十二月五日午後一時より第二十教室に於て開き、副島博士の出題にかゝる『憲法第八條第一項に依り發せられたる勅令が廢止されたるときは次の會期に於て之を帝國議會に提出するを要せざるや』の問題に就き、各自の研究に基き夫れぞれ興味ある立論を試み、論議を闘はした。その詳報は次號に讓る。

校賓推薦

名譽贊助員　小寺謙吉氏

右校賓に推薦

遊佐教授學位を受く

曩に報じたる法學部教授遊佐慶夫氏の學位請求に就ては、豫て文部省に認可申請中の處、十一月三日附同省より認可ありたるを以て、同十日本部に於て高田總長より法學博士の學位記を授與したり。その論文審査の要旨左の如し。

遊佐教授博士論文審査報告

早稻田大學教授遊佐慶夫ハ其著信託法提要、近代日本信託法（獨文）及信託法制評論ヲ同大學教授會ニ提出シ法學博士ノ學位ヲ要求セリ因テ之カ審査ヲ遂ケ報告スルコト左ノ如シ

を開き、大隈會長、市島、池田、渡邊、高田、田中、上原、山田、山本、昆田、寺尾、坂本、宮田、澁澤子、鹽澤、平沼の各維持員參列、校賓一名推薦のこと（別項參照）及び理工學部高壓電氣實驗室新築の件を可決確定し、會計規定改正に就ては前會に引續き審議を重ね、さらに、各種學事の報告をなして承認を得たり。

教授會

政治經濟學部。十一月六日教授會を開き、大正十五年度教科書決定及び注文、大正十四年度卒業生就職のことその他につき、夫れぞれ審議する所ありたり。

文學部。十一月四日教授會を開き、轉科生規定に關する方針を議し、高等學院第三學年英文學史を英文概論等と稱することの希望等を諮り、これを兩學院へ交涉することとなりたり。

商學部。十一月十日教授會を開き、來學年度教科目及び教科書に關して

右校賓に推薦

遊佐教授學位を受く

曩に報じたる法學部教授遊佐慶夫氏の學位請求に就ては、豫て文部省に認可申請中の處、十一月三日附同省より認可ありたるを以て、同十日本部に於て高田總長より法學博士の學位記を授與したり。その論文審査の要旨左の如し。

遊佐教授博士論文審査報告

早稻田大學教授遊佐慶夫ハ其著信託法提要、近代日本信託法（獨文）及信託法制評論ヲ同大學教授會ニ提出シ法學博士ノ學位ヲ要求セリ因テ之カ審査ヲ遂ケ報告スルコト左ノ如シ

第一 信託法提要

（大正八年東京出版）

本論著ハ我國法上信託ニ關スル私法理ノ一般ヲ概論セルモノニシテ我信託法ノ後者ハ單純ニ或事務ノミヲ執行スルトス而シテ財產信託ノ目的トスル細ノ目的ヨリ之ヲ一、管理信託二、特事務ノ執行ヲ目的トスル信託三、保託ノ三トシ更ニ保證信託ノ事例ヲ實保、電話擔保、水道擔保ニ採リ各其引ノ態樣ヲ說明セリ

信託ノ法有上ノ性質如何ハ先進諸ル歐米ノ法制ノ下ニ於テモ學者ノ久研究セル所ニシテ未タ定說ヲ聞カサナルノミナラス當時我ニ在テ信託ニ關固有ノ法規ヲ缺キ其法規ハ之ヲ各種法々制ノ實際ニ就キ其統一シタル觀念抽出スルノ外ナキ狀態ニ於テ之カ定義示スノ困難ナルハ之ヲ想像スルニ難カス著者モ亦此點ニ於テ第二章ニ確定義ヲ示スコトヲ避ケ暫定的ノモノトテ「信託ハ或者（被信託人）カ或一定濟上ノ目的ヲ達スルカ爲便宜上其名以テ他人（信託人時トシテハ信託受益ノ計算ニ於テ財產上ノ全權ヲ領有スル合（事務信託ニ在リテハ斯ノ全權ノ領ナシ）ニ起ル一切ノ法律關係ナリ」トヒ之ヲ分析細說シ以テ通說タル「當時ノ目的トスル所ヲ超過スル法律上ノ効サ生セシムルコトヲ以テ信託行爲ノ

き、本學年選擇科目屆出期日及び次學年度教科書のことにつき議を決したり。

同、法律科、教授部會を開き、次學年度教科書選定、及び本學年第三學年第二學期臨時試驗、學年試驗のことなどを議了せり。

政經學部臨時教授會。（就職斡旋に關する協議）十一月二十日午後三時に開き、第三學年學生就職について協議する所あり、本大學人事課に於て取扱ひ居る新卒業生の就職をさらに助成するために、學部に於ても鹽澤學部長はじめ各教授が各關係を辿り斡旋し人事課と協力するに決し直ちにその實行に着手することゝなりたり。

法學部懸賞討論會

法學部及專門部法律科合同の懸賞討論會を十二月五日午後一時より第二十教室に於て開き、副島博士の出題にかゝる『憲法第八條第一項に依り發せられたる勅令が廢止されたる

閱覽室

十二行